

教 育 文 化 委 員 会 記 録 (No.35)

1 日 時 令和6年12月10日(火)

午前10時36分 開会

午後 0時16分 休憩

午後 1時15分 再開

午後 3時29分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(9人)

委 員 長	永 井 佑	副 委 員 長	森 結実子
委 員	宮 崎 吉 輝	委 員	中 村 義 雄
委 員	中 島 隆 治	委 員	木 下 幸 子
委 員	大久保 無 我	委 員	藤 沢 加 代
委 員	有 田 絵 里		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

都市ブランド創造局長	井 上 保 之	総務文化部長	新 山 克 己
文化企画課長	楠 本 祐 子	文化芸術担当課長	荒 牧 かな子
スポーツ部長	濱 田 孝 洋	スポーツ振興課長	大 江 晃
教 育 長	田 島 裕 美	教 育 次 長	高 松 淳 子
総 務 部 長	大 庭 千 枝	総 務 課 長	久 保 慶 司
教 職 員 部 長	澤 村 宏 志	教 職 員 課 長	岡 本 裕 史
制度サービス担当課長	石 本 弘 一	学校教育部長	藤 井 創 一
教育相談・特別支援教育担当部長	有 田 勝 彦	学校教育課長	武 藤 佐 予
生徒指導課長	山 中 孝 一	中央図書館長	神 野 洋 一
中央図書館副館長	竹 永 政 則	奉 仕 課 長	綾 塚 由美子

6 事務局職員

委員係長 伊藤大志

委員会担当係長 梅林莉果

書記 河野裕一

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第146号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部改正について	可決すべきものと決定した。
2	議案第147号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部改正について	
3	議案第178号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	
4	議案第179号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	
5	議案第180号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	
6	議案第181号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	
7	議案第182号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	
8	議案第183号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	
9	議案第184号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	
10	議案第185号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	
11	議案第186号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	
12	議案第187号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	

13	議案第188号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	可決すべきものと決定した。
14	議案第189号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	
15	議案第190号 指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	
16	議案第204号 指定管理者の指定について（北九州市立八幡図書館）	
17	議案第205号 令和6年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分	
18	請願第18号 小・中学校で、全ての学年を20人以下学級とし、子供たちに「ゆきとどいた教育」を求めることについて	継続審査とすることを決定した。
19	陳情第217号 イコモス発出の北九州市初代門司駅遺跡に関するヘリテージ・アラート文書の受理について	継続審査とすることを決定した。
20	陳情第216号 初代門司駅遺構の発掘調査について	直接関連するため、一括して議題とし、都市ブランド創造局から説明を受けた。 また、陳情2件について継続審査とすることを決定した。
21	陳情第223号 旧門司駅遺構の調査保存に関して、文化財保護法にのっとり市・県・文化庁間の届出、通知、協議、勧告等の内容について、市民と市議会に詳しく説明すること、並びに市議会はそれを基にして審議を尽くすことについて	
22	門司港地域複合公共施設整備事業に伴う旧門司駅関連遺構の取扱いについて	
23	請願第1号外33件について	別添請願・陳情一覧表の請願7件及び陳情27件について、閉会中継続審査の申出を行うことを決定した。
24	「北九州市文化芸術推進プラン（素案）」に対する市民意見の募集結果及び最終案について	都市ブランド創造局から別添資料のとおり報告を受けた。
25	「北九州市スポーツ推進計画（素案）」に対する市民意見の募集結果及び最終案について	

26	北九州市立図書館基本計画の策定状況について	教育委員会から別添資料のとおり報告を受けた。
----	-----------------------	------------------------

8 会議の経過

(請願第18号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

(陳情第216号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

(陳情第217号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

(陳情第223号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

○委員長（永井佑君）開会します。

本日は、議案の採決及び請願・陳情の審査とこれに関連する報告を受けた後、都市ブランド創造局から2件、教育委員会から1件、それぞれ報告を受けます。

初めに、議案第146号、147号、178号から190号、204号及び205号のうち所管分の、以上17件を一括して議題とします。

これより採決を行います。

まず、議案第146号、147号、178号、180号、182号、183号及び187号の以上7件について、一括して採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、一括して採決します。

議案7件については、いずれも可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、議案7件については、いずれも可決すべきものと決定しました。

次に、議案第179号、181号、184号から186号、188号から190号及び204号の以上9件について、一括して採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、一括して採決します。

議案9件については、いずれも可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成多数であります。よって、議案9件については、いずれも可決すべきものと決定しました。

次に、議案第205号のうち所管分について採決します。

(森委員退室)

本件について、可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成多数であります。よって、本件については、可決すべきものと決定しました。

(森委員入室)

以上で議案の審査を終わります。

なお、委員長報告については正副委員長に一任願います。

ここで、次の議題に関係する職員を除き、退室願います。

(執行部入退室)

次に、請願・陳情の審査を行います。

まず、請願第18号、小・中学校で、全ての学年を20人以下学級とし、子供たちにゆきとどいた教育を求めることについてを議題とします。

本件について、当局の説明を求めます。教職員課長。

○教職員課長 ただいまの請願第18号、小・中学校で、全ての学年を20人以下学級とし、子供たちにゆきとどいた教育を求めることにつきまして、教育委員会から御説明させていただきます。

なお、本件につきましては、昨年度も請願第14号にて同じ内容の請願をいただいておりますが、改めて教育委員会としての考え方について御説明させていただきます。

北九州市における少人数学級編制については、国の小学校1～5年生に加えまして、小学校6年生と中学校1年生についても加配教員を活用し、独自に35人以下学級を実施しているところです。さらに、中学校2年生、3年生についても、校長の裁量による35人以下学級を実施しており、現在国よりも充実した制度となっているところです。

また、北九州市では、法律により算定された教職員定数の中で、少人数学級や専科指導等の活用によるきめ細かな指導の充実と、教職員の働き方改革の推進の両立を図っているところです。

そうした中におきまして、学級編制基準を仮に20人学級とした際に、1学年の児童生徒数が21人という学年があった場合、1学級当たり10人程度の学級になってしまうということもあります。こういった場合、グループ活動など集団での学習活動を行う際に効果的な取組が行いづらくなることや、授業等においては多様な意見交換が難しくなるといった教育活動の質の維持が困難となる状況を生み出すようになることも考えられます。

なお、文部科学省では、令和4年度から令和7年度にかけて少人数学級が児童生徒の学力等に与える効果等について実証的な調査研究を行い、今後の学校における望ましい指導体制を検討することとしています。

加えまして、今年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2024の中におきましても、35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していくこととしており、今後国において少人数学級の在り方についても議論が進められるものと考えております。

次に、特別支援学級についてでございます。

現在、北九州市における特別支援学級の学級編制は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定している学級編制基準と同じ8名としているところです。そうした中、北九州市では特別支援教育を推進するために、予算の範囲内で学校支援講師や特別支援教育学習支援員などの必要な人員配置に努めているところでございます。

また、国に対して、市単独だけでなく、指定都市教育委員会協議会等を通じまして、特別支援教育に係る定数措置等の改善についても要望しているところでございます。

いずれにいたしましても、少人数学級の推進や教職員定数の充実につきましても、引き続き国の動向を慎重に注視してまいりたいと考えています。

以上で説明を終わります。

○委員長（永井佑君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質問、意見はありませんか。藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 今の答弁を踏まえまして幾つか質問させていただきます。

今、北九州市は国基準以上の少人数学級をやっているということなんですが、今の答弁の中では、21人になった場合に10人程度になって、教育活動の質の問題があるというふうなお答えだったんですが、現時点でこういうさらに21人ぐらいになって、10人程度になるようなクラスというのはどの程度あるか試算しているのでしょうか。

そして次に、今の先生不足です。先生が本当に足りないと言われる中で、今市がやっている35人以下学級の中で実際に先生がどれぐらい足りないか、どんなふうに足りないかということを示していただきたい。特に、病休代替とか、それから、産休・育休代替とか、産休、育休については計画的にできるかとも思うんですが、病休などは緊急ということもあったりして、非常に難しい状態もあるんじゃないかと思うんですが、その点はどうかと。

それから、請願の要望どおり20人にすると、現状で教室不足というのは起こるのか起こらないのか。足りないとすればどういうふうに足りないか、これは多分試算をちゃんとしていると思うので、教えていただきたい。

それからもう一つ、指定都市で国に対して改善要望を出している。定数についてですね。これは具体的にどういう内容で出しているか。

それからもう一つ、全国で不登校の児童生徒が過去最高になっていると報道がっております。それで、本市の場合はどうなのか。そういう子供たちにどういう対応といいますか、具体的に支援が行われているか。たくさんありますけど、お願いします。

○委員長（永井佑君） 教職員課長。

○教職員課長 では、御質問いただいたところで、まず、1点目の現在20人以下の学級がどの程度あるかということです。令和6年5月1日現在の児童生徒数で計算してみますと、小学校で215学級、これは全体の学級の13.6%、中学校で15学級、これは全体の2.2%というところ

でございます。

次に、2点目の教師の人材不足で、未配置の状況です。12月1日現在ですが、定数欠が8名、産育休による欠員が8名、病休が9名、休職が4名の合計29名となっております。

次に、20人以下の学級を行うと、施設の状況等、不足の状況等がというところですが、申し訳ありません。施設に関しては、ちょっと数は当たっておりませんが、令和6年度の児童生徒数で20人以下の学級を行うとすると、現在よりも小学校が865学級新たに増え、中学校が500学級新たに増えるので、合計1,365学級を増やすことになります。

次に、国に対しての要望なんですけれども、7月に指定都市教育委員会協議会等を通じて出したものについて、今回の件に係る大きな1つは教職員配置の充実改善で、義務教育費国庫負担の在り方について、適切な財政措置を講じられたいということで上げております。それと、あわせて、教職員定数のさらなる改善ということで、学級編制の標準について要望を上げております。それと、特別支援教育の振興ということで、特別支援学校の学級編制及び教職員配置についての定数措置、それと、特別支援学級の定数措置の改善ということで要望を上げています。以上です。

○委員長（永井佑君） 生徒指導課長。

○生徒指導課長 不登校児童生徒の現状と具体的な支援の在り方についてお答えいたします。

10月末に国より発表されました児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果におきまして、委員御指摘のとおり、不登校児童生徒数は全国で過去最多を記録しております。それに対して本市の状況ですけれども、令和5年度の小学校における不登校児童数が808名、中学校につきましては1,562名、合計2,370名ということで、全国と同様に過去最多となっております。

具体的な支援の在り方についてなんですけれども、国から示されました不登校支援の在り方、COCOLOプランに沿って今現在支援を進めておるところでございます。学校外におきましては、誰ともつながっていない児童生徒がいないようにということで、市内4か所にある教育支援室、また、不登校等支援センターによる未来へのとびらオンライン授業、あとは民間の団体でありますフリースクール、放課後デイサービスとも連携いたしまして、子供たちの学びの保障といったものを進めておるところでございます。

学校内におきまして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの連携の下、子供たちの困りに寄り添った対応、また、養護教諭を活用して校内でも相談ができる体制を築くとともに、別室で、ステップアップルームでのオンライン授業による指導をしたり、個別に合わせたプリント学習を行ったりというようなことで、学びの保障にも努めておるところでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） ありがとうございます。

なかなか深刻な状況で、本市の教育委員会も先生方も保護者も大変かなと改めて思ったところですが、本日の請願にあります少人数学級を実施すると、現状では20人以下になるところが、小学校で13.6%、中学校で2.2%と、中学校では比較的少ないんですが、小学校で13.6%ということでかなり増えるかと思えますけれども、確かに20人と21人って機械的に分けてしまうと、21人でもいいのに10人程度になってしまうというようなところもありますので、そういう21人になったところを機械的に受けてしまわないで、そういう裁量というのは独自にできるんじゃないかと思うんですが。そういう点からいけば、今の定数の中で改善ができるんじゃないかとも思うんですけれども、その辺の先生の手だてを。じゃないと、分けちゃうと教室も足りないということにもなりかねないんですが、教室については調べられていないというので、ちょっとここではこれ以上はお尋ねしませんが、その辺の先生との関係で融通ができるんじゃないかと思いますが、その点はどうかということが1つ。

それから、現状の中で国に対して要望をしているというところなんですけれども、今3つ上げられましたけど、本市として、国に対して何をまず一番にしてほしいと思っているかということをお尋ねします。

それから、不登校が大変増えているということで、本市でもこんなに多いのかと改めて思いましたね。私は2人子供がいますが、下の子供が小学校に入ったときに、学校って楽しいなと言って帰ってきたんですね。それを非常に鮮明に覚えているんですが、だんだんと楽しくなくなっちゃうんですね。だから、それがどうしてかなと思って。もう本当に教育に関わって、学校が楽しいところであってほしいとずっと思い続けてきましたが、こんなに不登校の子供が増えている、それぞれ事情はいろいろだと思うんですけれども、北九州市の教育委員会として、現状、何でこんなに増えてきたんだというような原因とか要因とか、その点についてどのような分析をしておられるか、お尋ねします。以上です。

○委員長（永井佑君） 教職員課長。

○教職員課長 1点目の定数の中で現状の少人数学級等を行った場合の工夫について、まずちょっとお話しさせていただきたいと思います。

現状、小学校と中学校1年生に30人、35人の学級があるわけですが、学習の内容等によっては、例えば中学校3年生とか小学校6年生の学期末とか学年末とか、学習のまとめの時期等は、それぞれの習熟度と理解度等で子供たちを少人数に分けて、そういった学習に取り組んだり、補充学習を行ったりしているという、定数の中でそういった工夫は現状でもしているところがあります。

2つ目の国への要望の中で最も何を要望するかというところに関してですけれども、やはり今義務教育標準法の改正というところで、定数、人員等の要望を上げているところではあります。あと、人材の確保が教育の質につながるということで、教師のウエルビーイングが向上することが、結果子供のウエルビーイングにつながるということを考えております。以上です。

○委員長（永井佑君） 生徒指導課長。

○生徒指導課長 不登校の増加の要因、分析ということについてお答えいたします。

不登校につきましては、全国的な課題となっております。本市についても増加傾向にあります。高水準で推移をしているという状況になります。これにつきましては、国の分析と同様、コロナ禍というところが大きな影響としてはあるかと考えております。コロナ禍によって生活リズムが乱れてしまい、昨年度5類に分類されて、いろいろなものが戻る、生活が戻っていく中、生活リズムを崩したまま、その状況を改善できずに長期欠席につながってしまったところ、また、そういった期間のブランクによって学習のつまずき、学校活動が再開された後に集団活動、仲間づくりというものがうまくいかなかった、そういった部分でつまずきを覚えた子供たちが数多くいたということが今回の増加の分析としてあるところでございます。

それを受けまして、本市としましては、居心地のよい学校、学級づくり、また、その学級の中での集団づくり、そして、一丁目一番地でございます分かる授業づくりに向けて、子供たちが学校に来て学べた、楽しめたというような環境をつくっていくというようなところに取り組んでおるところでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） ありがとうございます。

ちょっと最初のお答えのところでもう一点聞きたいんですが、病休とか代替教員の不足が29名ということだったんですが、これは大体例年並みなんですかね。全体からすると少ないかもしれない。多いと考えるか。でも学校にとってはやっぱり深刻な事態だと思うんですよね。校長先生が、あるいは教頭先生が、あるいは主任の先生がとか、どういうやりくりをされているのかなと思うと、ちょっと厳しいなという感じもあるんですが。それで、こういう事態について教育委員会はどうのような認識でいるかということが1つ。

それから、今教員不足の中で1つ問題になっているのが地域手当の関係で、福岡県内で一番教員のお給料が安くなるのが北九州市ですよね。今回の人事院の勧告で少しは是正されると思うんですけども、そういうことが北九州市の教員採用とかに何らか影響しているかとも思いますが、その辺の教育委員会の認識はどうなのか、お答えいただきたいと思います。

それから、今不登校が高水準で推移しているということがあって、いろいろ課題はあろうかと思うんですが、それで、もう一つ、教育委員会が把握していればです。子ども家庭局かもしれないんですが、いじめあるいは、学校内のいじめはもちろん教育委員会ですね。それから、虐待ということについては分かるでしょうか。以上です。

○委員長（永井佑君） 教職員課長。

○教職員課長 1点目の未配置の状況に対する認識ということで、昨年度の同時期は合計で20名となっております。今年度は29名と、現時点では少し増加傾向になっておりますが、それぞれの状況を見ていった場合、ほかのところは昨年度とあまり変わっていないんですけども、

今年度の分析としては産育休取得者増加というところが顕著に現れております。

学校がそういった不足の状況で困らないように、教育委員会としてもそういった人材不足の解消の取組というところは、もうありとあらゆる方法でやっているところなんですけれども、例えば今年度商工会議所のメーリングリストに講師の確保、学校で働きませんかというような内容の案内を流したり、ペーパーティーチャー支援講座についても今年度6回継続して行っております。そういった中で、昨年度ペーパーティーチャー支援講座を受けていただいた方が、今年度9月にテレビで働き方を紹介されたりというところで、広報活動や教員の魅力を広く紹介するような取組を全力で行っているところです。

2点目の採用に関する影響なんですけれども、志願者数としては昨年度、今年度とそう大きくは変わっておりません。教職員課で現在、大学に足を運んだり、いろいろな広報活動を幅広くしておりますので、市外の方の受験等が増えているところではあります。ただ、おっしゃるとおり、いろいろ待遇面、処遇面というところもございしますが、働き方のことであつたり、北九州市は先生を1人にしないというようなところもアナウンスしながら志願者数の確保に努めているところでございます。以上です。

○委員長（永井佑君） 制度服務担当課長。

○制度服務担当課長 処遇が採用に影響が出ているかという観点でお話しさせていただきたいと思います。

今、委員がおっしゃられましたとおり、福岡県内ですね、地域手当の関係で福岡市が10%、それから、県は暫定措置で5.4%、私どもが3%ということで、一定の影響というのはあるかと思えます。ただ、地域手当を除いた給料の部分では、県内では私どもが一番高い状況になっています。私どもも今回もできるだけ初任層に厚く配分させていただくということで、市全体としても待遇改善に努めているところでございます。今後、地域手当に関しましては、福岡市は、国のほうでは10%から8%に下がっていく。それから、福岡県内は全体で4%というところになって、その差がだんだん縮小傾向になってまいります。そういう観点から、私どもは給料の部分で勧告、報告に基づいた範囲の中でしっかり対応させていただくことで、人材確保に引き続き努めてまいりたいということで、精いっぱい努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 生徒指導課長。

○生徒指導課長 いじめと虐待の状況について御回答いたします。

まず、いじめの状況についてなんですけれども、先ほどの不登校の調査と同じように、令和5年度の実績で言いますと、本市の令和5年度のいじめ認知件数は892件となっております。前年度から比べると大きく減少しておるといふところになります。

続いて、虐待の認知件数になりますが、虐待自体につきましては、法に基づいて学校の役割であります早期発見、発見した場合の通告を含む関係機関との連携ということがございまして、

その法にのっとって学校で対処しております。この数につきましては非公表となっておりますし、虐待と認知した件数につきましては所管外ということになりますので、実数については把握しておりません。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） ありがとうございました。

未配置の先生ですね。去年より産育休で増えているということなんですが、今は本当に少子化で、もっともっと若い人たちが結婚をして、頑張って子育てもするという課題を、もうそれは国も市もやっぱり意識して、支援もしているかと思うんですけども、なかなか難しい、一朝一夕にはいかないということもあるかと思うんですが、本市としてこの産育休の先生方が増えていくのは、私は採用の年代にもよろうかと思えますけれども、とても悪いことではないと思うんですよ。だから、こういう若い先生方が学校の中で、もしかしたら何か気兼ねしながら休んでいるんじゃないかなとも思ったりするので、先生たちが本当にあまり周りを気にしないで堂々と休んでいけるような、そんな雰囲気というのは、現場のことはちょっと分かりかねるんですけども、教育委員会としてはそういうところまで配慮ができていかなと思うんですね。教育委員会の中には現場の先生の経験者も多いので、その辺はぜひ、子供だけじゃなくて先生方にも居心地がいいような職場づくりに配慮していただきたいなと思えますが、そんなことを具体的にされているかもしれません。そういうのをされていれば、どんな状況かということをお教えいただきたい。

それからもう一つ、不登校の子供たちに対する支援なんですけれども、先ほどいろいろ、市が公的にやっているのももちろんあるんですけども、フリースクール、保護者が自主的にやっているグループなんかたくさんあるんじゃないかと思いますが、その傾向と、それから、それに対する市の支援ですよ。具体的にあるのかなと思うんですが、なかなかあまり行き届いていないのかなとも思われるんですが、その辺の状況について伺いたいです。お願いします。

○委員長（永井佑君） 教職員課長。

○教職員課長 安心して産育休が取れるような学校の雰囲気づくり、職場づくりというところなんですけれども、制度的なところでいくと、現在様々な働き方がございます。育児短時間勤務であったり、育児時間とかというような制度等もございます。ただ、気兼ねなく取れるようにというところでは、校長等がお子さんを授かった職員等に対して丁寧にしっかりそういった説明を行ったり、あと、自分の業務については、今小学校等で教科担任制を進めておりますので、担任の先生が急にいなくなったからといって、その担任の業務をまた新たな人が丸ごと抱えてしまうということがないように、業務的な分担も教科担任制等を進めて行っているところではございます。以上です。

○委員長（永井佑君） 教職員部長。

○教職員部長 1点補足をさせていただきたいと思えます。本市では、実は男性育休が年々非

常に増えております。それについては、やはり教育委員会から具体的に男性育休はこんなふう
にやっていると、こういうふうにやれるんだよというペーパーを作って学校にアナウンスをし
ております。その結果だと思えますけれども、男性育休も年々随分増えているということでご
ざいます。

○委員長（永井佑君） 生徒指導課長。

○生徒指導課長 不登校児童生徒の支援に関する民間団体との連携についてお話しいたしま
す。

不登校児童生徒の中には教室に入れない、学校に来られないということで、民間のフリース
クールでありますとか放課後等デイサービスに通いながら、自分のペースで学習をしている子
供たちもおります。そういった期間につきましては、本市生徒指導課の不登校等支援センター
と在籍する学校の学校長、そして、その施設等が面談をいたしまして、子供たちに無理のない
学習内容であるとか、そういったことも打合せをしまして、そこで学習できた場合には出席扱
いにするというようなことで、学びの確保に努めておるところでございます。

令和6年度11月現在の連携数につきましては、フリースクールは28施設、放課後等デイサー
ビスにつきましては48施設と連携をいたしまして、子供たちの学びの確保に努めておるとこ
ろでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） ありがとうございます。

それで、フリースクールなんですけど、今放課後等デイサービスと、それから、自主的にやっ
ているグループ、団体などなんですけど、経済的な負担についてまでは支援が、放課後等デイサ
ービスはあるかと思えますけれども、全くのフリースクールという点についてはどうなんでし
ょうか。

○委員長（永井佑君） 生徒指導課長。

○生徒指導課長 御指摘の件なんですけれども、フリースクール等に通う際のいわゆる授業料
であるとか、そういったものについての補助制度は構築できていないという現状でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 分かりました。ありがとうございます。

本当に今やっぱり子供たち一人一人に寄り添ってというような、そういう意識で教育委員会
も取り組んでおられると思うので、きめ細かくいろいろと、今日私もいろいろ聞きましたけれ
ども、これだけではない、もっともっとあるかと思えますので、教育委員会としてさらに先生
についても、子供たちについてもきめ細かく取り組んでいただきたいと要望しておきたいと思
います。

そして、もう一つ、今日の少人数学級、20人学級を早くというのは、やはり国において定数
改善が求められるんだと思うんですね。本当にもう待ったなしだと思うんですけども、こう

いう待っている状態の中でも、北九州市はそれでも国よりも手厚く取り組んでいるというような状況もあります。それで、21人か20人かというような、ちょっとそこのところのマイナスを言うんじゃないくて、30人近くだと厳しいでしょう。35人以下学級ということであれば、20数人になるのか、それとももう30人ぎりぎりになるのかって。30人じゃない、34人か。ぎりぎりになるというところのその厳しい点があるかと思うんですよね。だから、そういうところを早めに北九州市でも改善できるようにと願いたいと思うんですが、そうやって35人で切ったときのぎりぎりのクラス数を把握していれば、小学校、中学校それぞれ、中学校の場合は校長裁量、学校裁量ということもあろうかと思えますので、ちょっと小学校だけでもいいです。最後に教えていただきたい。

○委員長（永井佑君）教職員課長。

○教職員課長 1学級当たりの児童数で、30人から35人の学級数が小学校では445学級、全体の28.5%となっております。35人のみの抽出はちょっとしていないんですけれども、そういった状況です。以上です。

○委員長（永井佑君）藤沢委員。

○委員（藤沢加代君）分かりました。ありがとうございます。

そういう意味では、なかなか20人にできなくても、この28%の30人から34人、もう35人ぎりぎりのクラスがこんなにもやっぱりあるんだと思うと、そこのところの改善もできるんじゃないかと思いましたので、ぜひ積極的にそういう点からも取り組んでいただきたいと要望して、終わります。ありがとうございました。

○委員長（永井佑君）ほかに。中村委員。

○委員（中村義雄君）教育委員会の理想の数をちょっとお尋ねしたいんですけど、教育委員会は国に先んじて、今少人数のほうは35人で頑張っていますというお話だったので、人数は少ないほうがいいという考えは、まず前提としてあるんだろうと思いますし、当然1人の先生が見る児童生徒が少なれば目が行き届くというのは物理的に当たり前の話なんで、少ないほうがいいと。しかし、もう一つの答弁では、21人だと集団行動というか、そういう教育的にできないこともあるのでというデメリットを言われていました。もちろん先生の問題とか教室の問題もあるんでしょうけど、そういうのはなかったとして、教育、子供のために一番理想的な人数はどれぐらいと思われているのかというのを教えてください。以上です。

○委員長（永井佑君）教職員課長。

○教職員課長 1学級の人数というところで、どのぐらいがという御質問ですけども、現時点で有識者等においては、はっきりと何人ぐらいが効果があるという数値的なものは示されていないと認識しております。委員がおっしゃるとおり、私の経験からも考えると、やっぱり1学級の人数は少ないほうがいいというところはございます。

現在、学級の人数を減らす、少なくするというところもございますが、そのほか1学級を複

数の担任で担当して子供への対応、教師の負担感の軽減というような教科担任制、持ち合い授業、あと学年担任制というところも教育委員会としては進めておりますので、その辺は、国や他都市の動向も注視しながら、研究はしていきたいと思っていますところです。以上です。

○委員長（永井佑君） 学校教育課長。

○学校教育課長 1学級の子供の人数につきましては、学力との相関関係、因果関係というのがまだ明確に出ていないところではありますけれども、今の令和の日本型学校教育の中では個別最適な学びと協働的な学び、そういったものを両輪として子供たちの社会で生き抜く力をつけていくというところがございます。ですので、学習の場面によっては一人一人に応じたきめ細かな学習、それと同時に協働的な学びといたしまして、複数で多様な意見、考えに触れながら意見交換をして、考えを深めていくという、その両方のメリットがございます。そういったところを私たちもしっかりと見極めながら、学習の場面で効果的に学びを進めていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 中村委員。

○委員（中村義雄君） 子供たちのために多面的なことで対応していくというのはもちろんいいことだと思うんですけど、クラスは何人って決まるわけだから、その理想の数というのは、私は持つておくべきじゃないかと思うんです。だから、いろんな問題でできないことはもちろん、先生が足りないとか、教室がないとかがあるのかもしれないし、私も本会議では教育費の予算が足りないから、市長にどうかしてくださいと話をしましたけど、そういう予算がないとか、でもうちの教育委員会として、1クラス何人と決めているわけですから、今の御答弁で35人より少ないほうがとは言われていないけど、児童生徒が少ないほうがいいだろうと、御自分の経験というふうに言われて、まさにそのとおりだと思うんですね。そしたら、やっぱりうちの教育委員会としてクラス編制もきちんとできて、子供たちのために理想的な人数というのは持つておくべきじゃないかなとは思いますが。

ちょっと話がずれますけど、本会議でこどもまんなかの議論をしたときに、子ども家庭局長は、子供ファーストではありませんと明言されたんですけど、教育委員会も同じ考えですかね。あの意味は、多分こどもまんなかという言葉が子供ファーストという意味とは違うという意味だとは思いますが、子供ファーストではありませんとあまりにも明言されたもので、ちょっと私は驚いてしまって、それを後で質問し損ねたんですけど、教育委員会はこどもまんなかと子供ファーストということに関していかがでしょうか。というのは、この人数に関してもやっぱり目標を示して、私は子供ファーストなら何らかの努力をしていくというような工夫が要るんだろうと思っていますので、基本的な考え方をちょっと教えてください。

○委員長（永井佑君） 教育長。

○教育長 すみません。2点お尋ねですので、まず、冒頭の教育委員会として1クラス何人という理想というか、ある意味、基準というか、それは持つておくべきではないかという点なん

ですが、今の御質問は日本全国に対しての、すごく重い御質問だと思います。1クラス何人が理想かというのは、国全体が今非常に一体何人が子供の理想かというところで、中教審等も様々な議論をしている最中ですし、1つの教育委員会事務局の中で、この人数が本当は理想じゃないかということを言い切れるところは恐らくないんじゃないかと思います。なぜかといいますと、私どももやはり施策として先ほどの制約じゃないんですけども、例えば30人が理想だと言ったときに、その30人が国で認められていない状態では、じゃあ教室はどうする、教員はどうする、児童生徒の教育をどうするというのを自治体独自で決めていかないといけませんので、国全体の方針がまだ決まっていない中で、1つの自治体だけでそこまで決め切れる自治体は恐らくないんじゃないかと思います。1つの学校であればともかく、1つの自治体全体でそこまで決めて政令市というのは、まずないんじゃないかなと思います。

もう一つ、こどもまんなかなんですけれども、教育委員会も今回、こどもまんなか教育プランをつくりました。子供が自ら学び、自ら自分の人生を決めていける、そういう子供たちになってほしい。そのための環境をつくろうというのが私たちの教育プランのつくりでございます。なので、こういう子供を育てましょうという宣言を今回の教育プランでは一切しておりません。子供たちが、先の見えない時代の中で、自分で決めていけるように育てていける環境を私どもでつくる、そのために教員もちゃんと子供を守れる環境にする、私たちも施設も含め、学習環境にしる、子供たちのためにできる限りの環境を用意しましょうというところで、子供たちが自分で自ら学び自ら育つ子供になってほしいなというところが、こどもまんなかの理想だと私は考えております。以上です。

○委員長（永井佑君） 中村委員。

○委員（中村義雄君） どうなんですかね。教育長が御説明されたように、難しい話だというのは分かるんですけど、政策を考えるときに、やっぱり目指す理想とか目指すものがあって、今御説明があったように、先生の問題だったり校舎の問題だったり、疎外できない因子があるわけですよ。それを明確にすることが多分僕は大事じゃないかなと思っているんですよ。ヨーロッパとか北欧とかに視察に行かせてもらったときに、10人ぐらいの単位のところがああいう教育先進国には多いというのを見てきて、少人数学級というのは非常に効果的なんだというのもあるし、先生方も、さっき御答弁されたように、実感もあると思うんですね。であれば、一定程度、さっき教育長は30人と例を言われましたけど、これがやっぱり今の状態よりは子供のためにはいい状況なんだというのをまず明確にして、今すぐにはできないかもしれない、疎外因子が、先ほどの先生だったり建物だったり、ほかにもあるかもしれません。だけど、まずその問題を明確にしていくことが前に進める話になるんじゃないかなと、これはどんな政策でもそうだと思います。

子供というのは北九州市の宝ですから、なかなか公の場で言い切るのは難しいというのは分かります。だけど、これだけ優秀な先生方がいるわけですから、やっぱり先生方の理想の数と

というのは、まず自分たちの中で持って、それがあからこそ、よく言われる予算の優先順位というのは変わってくるんだろうと思うんですね。私たちがエアコンをつけてくれとか、給食費をただにしてくれとか、いろいろと申し上げていますが、それよりも子供が少人数で、より教育を受けられるほうが優先順位は高いんですと示すためにも、一定程度理想的な数というのは持たれたほうがいいんじゃないかなという意見を申し上げて、終わります。

○委員長（永井佑君） ほかに。有田委員。

○委員（有田絵里君） 有田です。よろしくお願いします。

今、中村委員がおっしゃったことともうほぼ一緒だったので、言うことがほとんどなくなってしまったんですけども、私も同じように、まずは教育委員会の中で理想の人数というのがない限りは課題の整理もできないし、何に対して施策を打っていくのかということも実際に決めていけないと思います。多分教育委員会の皆様もいろいろとお調べいただいていると思うので、分かると思うんですけど、それこそOECD諸国と比べれば、日本の教育に係る教室の人数が多いというのは、かなりずっと昔からある数字だと思って、多分北九州市でもそのように認識されているんだと思うんですけども、先ほど藤沢委員がいろいろ御質問された中で、私も幾つかお伺いしたいことができたので、ちょっとそこを御質問させていただければと思うんですけど、基本的に日本維新の会としては少人数学級を実現するべきだという立場であるからこそ、ちょっと何点かお伺いしたいと思います。

まず、教師の不足人数は29名と伺っているんですけども、これは今の定数に対して単純に29名足りないんですか。もともとの教師の定数、本市の今の定数というのが何人で、単純に29名足りないんでしょうか。ちょっとその細かいところを教えてください。

○委員長（永井佑君） 教職員課長。

○教職員課長 定数に対しての欠員は8名です。ただ、産育休に関わる欠員についても、本来もともと担任であった教員等でありますので、産育休による欠員も8名となっているところで。以上です。

○委員長（永井佑君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） すみません。ありがとうございます。

もともとの本市の教師の定数もよかったら教えてください。

あとあわせて、今例えば令和5年度で結構ですので、教師の募集に対しての合格率というか、何人が応募されて、うち何人が合格して教師になっているのかという倍率ですね。これが例えば10年前と比べて今どうなっているのかとか、比較できる数字があれば教えてください。

○委員長（永井佑君） 教職員課長。

○教職員課長 まず、令和6年度の教職員の定数ですけども、4,754名でございます。

2つ目の採用についてです。令和6年度の実施、令和7年度の選考試験についてですが、採用予定が266、志願者数が848となっております。現在、合格者等も出して、採用候補者数とい

うのが出ておりますが、そこを換算した倍率については3.1倍となっております。すみません。10年前の数字等がないんですけれども、手元にある資料に令和元年度の倍率がございます。令和元年度が2.1倍、そして、今申しました令和6年度が3.1倍、令和4年度、令和5年度、令和6年度については3倍程度で推移しているという状況です。以上です。

○委員長（永井佑君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。

すみません、詳しい数字は聞いていないんですけれども、それこそ10年、20年前に比べると、実態としてかなり倍率が下がっていると伺っております。今伺った令和元年度と比べて考えると、2倍から3倍に上がっているということは、教師になりたいとお考えになられた方が前よりは増えていると、令和元年度に比べたら少し増加傾向にあるのかなと思ったんですけれども、まだまだ昔に比べると、そういった教師になりたいという方が減っている現状で、来年度は266名が入ってこられるということだったんですが、ちなみに退職予定者はどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（永井佑君） 教職員課長。

○教職員課長 すみません。令和6年度現在の数字がちょっと手元にございませませんが、令和5年度の退職の状況をお伝えします。令和5年度の退職人数については135名となっております。以上です。

○委員長（永井佑君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。

すみません。そしたら、令和6年度と令和5年度はちょっと違うと思いますので、何とも言えないんですけれども、実際毎年しっかり何人か定数に入れていても、最終的には足りないという状況になっているということですか。昨年度で聞いたら135名出ていて、倍率としては変わらないぐらいということであれば、足りないというふうにはならないと思うんですけど、何で足りないということになるんですか。

○委員長（永井佑君） 教職員課長。

○教職員課長 教員の採用者数等につきましては、先ほど申しました退職者数等、それと採用者数ですね、それとそのほかに様々な働き方の職員の数等、それと国からの配置の数等をいろいろ勘案しながら毎年決めているところではございますが、正規の職員がみんな100%教員をしているというわけではございません。教員の中には講師も一定数いますので、退職者数と正規の教員の数というところにちょっと相違が出てきているというところがございます。

○委員長（永井佑君） 教職員部長。

○教職員部長 講師が足りないという状況になっておるわけですね。というのが、先ほど足りない理由に産休とか育休とか、そういう形で正規の若い方々が、今大量退職なので、若い方が入ってきます。多く採用します。その方々が産休、育休に入ります。そうすると、その方々は退

職するわけじゃないですね。数年間育休を取ったりするわけです。戻ってこられるわけです。なので、その分まで正規で採用するということはできないわけです。そこを補うのは正規ではなくて講師で、講師が今足りないという状況が各都市、全国的にあるんですね。

講師を増やす手だてというのはなかなか難しいです。講師を増やすということで、今我々がやっているのは、例えばペーパーティーチャー講座をして、免許を持っている人を掘り起こして、また講師として登録してもらおうとか、そういうことになるんですね。要は、産休、育休をする方の分まで正規の人たちを取ってしまうと、その方々が戻ったときにあぶれちゃったりするわけなんです。将来的に見たら、そういう、だから、足りないんだったら多く採用すればいいじゃないかというふうには簡単にはいかないというところがありますし、もちろん義務教育標準法の定数がありますので、それに従ってやっておることなので、講師を増やすという手だては、大きく言えば教員になりたいという人を大きく増やしていくということが大前提なんですね。

なので、我々が今できることとしては、大学を回って北九州市のよさをしっかりアピールして、ぜひ本市を受けてくださいということをアピールしておるところです。その中で、やっぱり他都市のある大学に行きますと、北九州市の要は、先生を1人にしないとか、働き方改革のよさもよく知っていますと、北九州市も受験する候補の一つに十分なり得ますというような評価はいただいております。以上です。

○委員長（永井佑君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） 御丁寧に教えていただいてありがとうございます。

まずは講師が足りない、非正規職員が足りないという考え方でいいですよ。正規職員は足りているけれども、非正規職員が足りないから、配置が難しかったりしているのが現状だということで、分かりました。ありがとうございます。

それというのは、あくまで35人学級を目指してやっているからということですよ。これがまた例えば30人とか25人とか、1学級当たりの理想の児童生徒数が減っていけば、またさらにそれに対して人数を増やしていかないといけないというのを、また考えていかないといけないわけですよ。

でも、今はあくまで35人学級を目指すためにやっているからこそ、今その数字ということで、そこに対してそうできるけれども、今北九州市としては35人を目指しているから、まずは理想の数字がそこ。でも、中村委員もおっしゃったとおり、やっぱり理想の人数、まだ本市でも確定したものはないけれども、これというものを決めない限りは、やっぱり施策って動いていかないのかなというのが、目標に対して何をしなければならないのかというのが出てこない限りは、何も進んでいかないんじゃないかなと。今努力いただいているということは、今の御説明で十分分かりました。それ以外のことも今までいろんな議論の中で伺っておりますので、いろんな努力をしていただいているんだな、例えば大学に行っていただいて講師を探したり、教師

の人数を増やすため、定数を極力しっかりと満たしていけるようにするための努力というのをずっとしていただいているのも聞いてきたので、しっかり理解しているんですけども、やっぱりまずは何を理想とするのかというところの研究というのが今必要なのかなと。

先ほどの中村委員とのお話の中では、少人数学級のほうが子供たちに対して丁寧に話ができるよねとか、丁寧に学習指導とかもできるよねというのが恐らく何となく教師の中にもあって、今回の陳情者が持ってきた資料の中にも、2番の小規模学校の4年生の担任のお声が実際に載っていますけれども、昨年度は27人、今年度は15人で、15人だともめごとがあっても、子供も教師も冷静に話し合うことができますとのことで、私もこれはすごくそう思っております。というのも、自分の子供が今小学校3年生と1年生なんですけれども、保育園のとき、普通だったら、年長さんぐらいになったら1クラス大体30人とか、それぐらいだと思うんですけども、そのクラスがもう10人ぐらいしかいなかったんですね。それに対しての先生の配分がすごく多くて、とても丁寧に対応していただいております。小学校に上がったときに35人学級、4クラス、うちは葛原小学校というところに通わせていますけれども、もう教室がばんばんなんですね。

コロナ禍で入ったということもあって、昔、私のときとかは、2人1組とかで机を合わせて、間にちゃんと通路があってという感じだったと思うんですけど、今はコロナの関係もあって、一人一人分けて座っているかと思うんです。なので、クラスがばんばんで、それこそ学校に親として行ったときも、もう後ろぎりぎりまで机があって、親が入るのも大変みたいな状況だったんですね。こんな中でマスクをつけてしっかりやっていただいて、先生たちも大変だったろうなとすごく思うんですね。感染を予防するために窓を開けて、一つずつ丁寧に対応してもらって、そんな対応もあるのか、個別の学びもといつて、しかもその中には今不登校の問題も、藤沢委員もおっしゃっていましたが、不登校の人数もどんどん増えていて、子供たちの問題もすごく増えている中で、なかなか先生も大変なんだというのがすごく目に見えて分かる状態なんじゃないかなと思います。

この中で15人だと、もめごとがあっても、子供も教師も冷静に話し合うことができますというのは、本当にそうだと思っていて、子供が実際小学校に上がってから、なかなか学校に行きたがらない、ちょっと学校が面白くないというのが1年生のときから続いていて、なかなか先生とのコミュニケーションが取りにくいとか、やっぱりコロナ禍もあって、マスクをつけている状態で、友達をつくりづらいとか、いろいろ要因があったんだと思うんですけども、実際に親として子供が家でずっと遊んでいる、なかなか外に行って遊ばない、今も外に遊びに行きなさいよといつて声をかけても、なかなかコロナ禍の時期の問題もあって、友達と積極的に遊びに行かないような現状もあって、すごく苦慮している部分ではあるんですよ。こういうのは保育園のときには本当になくて、先生とのコミュニケーションも大事にしているし、子供同士のコミュニケーションもとてもきめ細かくしていただいていたというのが実際のところで、

福祉的な部分と教育の部分というのは大きく違うとは思いますが、やっぱり学校の先生としても一人一人に合わせた教育というのを目指しながらも、協働的な学びもしていかなきゃいけないということもすごく考えて、今すごい頑張ってるんじゃないかなと思うんですよね。

だからこそ、今できることって何なんだろうと思ったときに、例えばなんですけど、これはもう御提案なんですけれども、今20人以下の学級が、小学校で215学級、中学校で15学級ということで数字は間違っていないですかね。先ほど教えていただいた数字ですよね。例えば、今実際にあるクラス、学校で実証実験とまでは言えないんですけれども、例えば先生方の学びに対して21人以下学級で実際にやってみて、先生たちがどのようにお考えになられているとか、実際の子供たちの学習の面での習熟度とか、そういうのを研究とまではいかないかもしれないですけど、例えばアンケートを取ってみるとか、先生たちがどのように実際に思われているのか、今北九州市内でお金をそんなにかけなくてもできるような実態調査じゃないですけども、そういうのってしていただくとかというのは難しいんですか。

○委員長（永井佑君） 教職員課長。

○教職員課長 委員がおっしゃるとおり、市独自の検証というところもございしますが、なかなか地域の実態、子供、保護者と学校の状況とか、個別に少人数学級に関して合理的に条件を制御して比べるという検証の難しさがあるということは御理解いただきたいと思います。ただ、そういった中で学力に関してであったり体力、あと、現場の先生たちの声というところは、随時聞くことはできているんですけれども、そういったエビデンスというところがなかなか今示されていないという現状ではございます。以上です。

○委員長（永井佑君） 学校教育課長。

○学校教育課長 今、教職員課長からございましたように、比較しての実証実験というのは教育の場なので難しいですが、ただ、それぞれの学校の規模ですとか、少人数とか、それから地域性、そういった特色を生かした、柔軟な教育課程におけるそういった特色ある学びというのはそれぞれの学校で取り組んでいるところです。そういった学校につきましては、例えば地域の内容を生かした少人数での子供たちの活動ですとか、総合的な学習の時間での活動、それから、中規模でやっている学習ですとか、そういった特色ある取組につきましては、それぞれの効果などについてアンケートを取ったり、それから、指標を基に検証したりしているところでございます。つまり、学校の規模に応じた特色ある取組の検証はそれぞれの教育効果として行っております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。

特色ある学びというのを今それぞれの学校でしていただいているということで、素晴らしい内容だと思いますので、ぜひ継続していただきたいですし、これからも北九州市だけではなく、

それぞれの学校で学校長が権限をしっかりと持って、こういう学校にしていきたいという理想の学校をつくっていくというのは、いろんな意味で競争力も高まっていくと思いますし、学校同士がもっとこういうふうにしていこうという向上心をつくっていく面でもすごくプラスだと思いますので、すごくすてきなことだなと思います。

その中でも、今のはエビデンスを取るのがすごく難しいというお話だったと思います。全く同じものがないと、なかなか比較というのは難しいんだと思うんですよね。ただ、例えば実際の現場で先生方のお声とかを聞くことはできるとか、地域ごとによってやっぱり違うというのはどうしても難しい部分もあると思うので、比較しづらい部分はあるとは思いますが、学校の先生って多分3年から6年ぐらいですかね、別の市内の小学校、中学校に替わっていかれると思いますので、その中で35人学級を受け持ってみて、21人学級を受け持ってみてとか、それぞれの先生の御体験、御体感とかもあると思うんですよね。例えばそういうのを実際に市の中でしっかり声として一旦取りまとめるとか、もう本当に先生方も恐らくぼやっとした実感はあるけれども、どうしたらいいんだろう、でも今は35人学級を目指して市がやっているからこそ、そこを目指す、しっかりやっついていかないといけないという、与えられた仕事をしっかりやっつけてくださっているんだと思うんですよね。ただ、それ以上にぼやっとしているものを明確化するためにも、まずは教育委員会で、学校長の皆さんに御協力いただけるかどうかは分からないですけども、例えばお声がけしてみても、そういった先生たちが実際にどう思われているのかというのは、数字としてだけでなく、そういったお声として集めることはできるのかなと思ったんですけども、そういう方法というのは難しいですか。

○委員長（永井佑君） 教職員課長。

○教職員課長 現場の声ということは各学校、各教職員に現在も聞いているところではありますけれども、今後そういったところも工夫しながら、定数、学級の数等、国の調査の結果等も検証しながら、今はできる取組を進めて、そういった声を聞きながら考えて研究していきたいと思っております。以上です。

○委員長（永井佑君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。

まずは何を目指すにしてもエビデンスが必要というのは本当に大前提だと思いますので、まずは現場でどういうふうに思われているのか、そして、その現場の声に対して自分たちができることが何なのかというのを順序立てて考えていく中で、指標とか、そういうのは必要なんだと思います。

今それこそ教師の皆様の働き方改革とか、本市でもいろんな取組をしていただいていると思いますので、その中で例えばアンケートを取っていただいていると思うんですけども、多分今みたいな内容というのは取られたことはないと思うんですよね。例えば、また今後そういったアンケートを取っていただくのであれば、それに合わせてちょっと項目を足していただくと

か、実際にそういった経験があれば教えてくださいとか、記述式でできるとか、工夫ができるかと思しますので、あとはさっきおっしゃっていただいていた学力、体力面というので、それぞれの学校でその数字を出していただいているんだと思うんですけども、クラス単位なのか学年単位なのか、ちょっとそこはいろんな数字を取っていかないと分からないですけど、何か比較ができるものが出せるのであれば、何かそういうものは一度作っていただいて、ぜひ見せていただきたいなと思います。これは今後、本市として何人が適正なのかというのをしっかりと見極めていくためにも必要なものなんじゃないかなと思います。こういった市民の皆様のお声も含めて検討していかねばならないと思いますので、ぜひとも前向きに御検討いただきたいということを要望して、終わりたいと思います。

○委員長（永井佑君）ほかに。宮崎委員。

○委員（宮崎吉輝君）教育の現場については、私も子供たちのためにという思いで、例えば9月議会では中学校のトイレの洋式化ということで、設備、ハードのほうの要望もさせていただきました。また、学校給食の充実や無償化ができればいいなと思っておりますし、体育館のエアコン等々、教育の現場、子供たちのためにという思いはたくさんある中で、また、この少人数学級というものも進めばいいなと思っております。ただ、先般からいろいろ議論させていただいているように、教室の問題とか教員の問題とか、それを実現するにはいろいろ課題もあるし、ベストは何人なのかというのもエビデンスがという議論だと思います。

ひとまず北九州市の現状としては、国に先駆けて小学校全学年と中学校3年生は35人以下学級を進めて、1年生、2年生も35人以下学級は学級ごとということ、現地の裁量という形になっているんだろうと思います。じゃあ、この1、2年生の35人以下学級の現状は今どうなっているのかというのをひとつ教えていただきたい。

○委員長（永井佑君）教職員課長。

○教職員課長 35人以下学級につきましては、今は小学校全学年と中学校1年生で、中学校2年生と3年生が学校の裁量となっております。中学校2年生、3年生で35人以下学級を選択している学校ですけれども、令和6年度が中学校2年生で4校、中学校3年生で8校となっております。以上です。

○委員長（永井佑君）宮崎委員。

○委員（宮崎吉輝君）ありがとうございました。

請願者からは20名という話も出ておりますが、現実的な直近の目標としては、まずはこの中学校の残り2学年の35人以下学級というのを目指してはどうかと私は思いますが、35人以下学級、国の基準よりは少人数になっているんですが、この効果というのは現場からは上がっているのでしょうか。

○委員長（永井佑君）教職員課長。

○教職員課長 やはり少人数というところで一人一人の子供たちに話が聞けたり、目が行き届

いたりという声はあります。あと、教師の負担軽減というところで成績づけであったり、丸つけ、事務量が軽減されるという声は聞いております。以上です。

○委員長（永井佑君）宮崎委員。

○委員（宮崎吉輝君）ありがとうございます。

教員については、先ほどから現状でも不足が出ているという状況なので、2学年を完全に35人以下になると、当然足りないものがさらにということなんですが、ハード面、教室についてはどうなんですか。中学校だけ35人と考えると。

○委員長（永井佑君）教職員課長。

○教職員課長 確かに中学生は体も成長して、人数が多ければ教室が狭く感じられる学校もあるかと思います。そういったところも含めまして、今裁量の35人以下学級を選択している学校もございます。以上です。

○委員長（永井佑君）宮崎委員。

○委員（宮崎吉輝君）最後、要望にしたいと思います。子供たちの学習環境、学校環境を充実させていただきたいという思いはみんな一緒だと思いますし、皆さん方も特に現場の方々は頑張っておられて、しかし、不登校の問題もあって学びの多様化学校の要望を私もさせていただきましたけども、学校現場のそれぞれの課題を少しでも前のめりに解決していく、その中で子どもまんなかという政策を市政として打ち出して、そのメッセージを受けているほうは、もう期待をしております。まずは目の前、一つ一つの課題の中で、中学校のあと2学年の35人以下学級を進めていただきたいなと要望して、終わります。

○委員長（永井佑君）12時になりました。請願の審査だけやって、休憩を取りたいと思いますが、続けますか。あと陳情が3件と報告があります。この請願と、その後ヘリテージ・アラートの陳情も出ていますので、それは午後からでよろしいですか。

では、ほかに質問がある方。大久保委員。

○委員（大久保無我君）私もやり取りを聞いていて、やっぱりどのぐらいの数が理想なんだろうなというところってすごく大事で、それにある程度基づいて、今の有田委員の話にもありました、教室の大きさからいろんなものが決まっていくんだろうなとは思いました。

市としては30人というところも1つ目指しているという話もあったんですけど、一方で、さっきの21人だった場合は10人ぐらいの教室になってしまうのでとなると、逆に質を保つのが難しいという話もありましたので、20人前後がやっぱり理想なんだろうなというニュアンスは受けるんですが、多分それぞれの先生の技量とか、そのときにどんな児童生徒が来るのかという、その状況によって全然違うとは思いますが、ある程度、20人前後というのが多分理想なんだろうなというのは、聞きながら思ったんですが、やっぱり平均的にこのぐらいだったらいいなという話は、言えるか言えないかはまた別にしても、ないといけんのだろうなという事は思いました。

先ほど有田委員の話の中で、定数が4,754人ですかね。基本的には教員のお金というのは国から交付金があるじゃないですか。これは国が出している分と市が加配している分を合わせた数が4,700人ということでもいいんですかね。もともとその内訳が多分あると思うんですけど、教えていただけたらと思います。

○委員長（永井佑君） 教職員課長。

○教職員課長 市単独で配置している人数については、また別の数になります。以上です。

○委員長（永井佑君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） 加配の人数は何人なんですか。

○教職員課長 えっと……。

○委員長（永井佑君） 質問先にいいですか。

○教職員課長 すみません。

○委員長（永井佑君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） いいや。分かりました。

基本的に少人数学級の話というのは教員の数ですよ。ここ絶対的に絡んでくる話だと思いますので、教員の数というのは基本的には国が基準を示している金額ですよ。このぐらいの金額を出しますよ、このぐらい雇えますよという感じの中で市が雇える人数を最大限決めていくということになっていくんだと思います。プラス、足りないところは市から予算が出て、加配されていくということになっていくんだと思うんですけど、そういう意味では国が35人とかでお金を出しているんだとしたら、当然人数が足りないということになりますので、そこをプラス、市が出すか出さないかという話になるのか、根本的には国がやっぱり30人なら30人という形で出すべき話、私はどちらかというところ側だと思うんですね。国が出すべき話だと思うんですね。だから、ここである意味20人だ30人だと議論をしたところで、根本的には国が出すべき話で、私たちはこの話を聞いた上でそれぞれの政党なり、国会なり県議会なりにしっかり伝えていって、国が金を出せよと、これを言いに行くのが、これは我々側の仕事なんだろうなということを私は思いました。

箱にしたって、やっぱりそこに見合うような箱を造る、造り直すなら造り直すということも含めて考えていくのは、根本的には国がやるべきことだと思います。

子供の数が、ちょっとさっき調べたら、今ちょうど中学校3年生が2009年ぐらいですかね、生まれているのが、2010年か、そのぐらいかと思うんですけど、大体8,000人ぐらい生まれているんですよ。今が5,500人なんですよ。今の子たちが小学校に入る段階になると、大体35%減ぐらいになっていくということで、これを同じ基準で国が交付金を出していくことになると、教員の数ってかなり減ってくると思うんです。多分さらに3割以上減っていくことになるんじゃないかなと思うんですけど、これも含めてやっぱり国が予算をしっかり確保するというか、担保するということなり、配置の基準の定数というか、変数ですね、変数を変えなければ、変

えてもらわなければやっぱり教員確保はできないということに多分なっていくんだらうと思います。もしくは、北九州市自体が予算を全振りするということが全然あるとは思いますが。なので、さっき結論的なことは言いましたが、私としては基本的には国がやるべき、考えるべき問題であって、こういう請願を受けたというところでは、教育委員会にどうこうという話もちろんあるんですが、どちらかというと政治側がしっかり予算確保に努める、我々も関係する政党なり、国会議員にきちんと意見して予算を確保してもらおうということがすごく重要になるんだらうなと思いました。意見を言って終わります。以上です。

○委員長（永井佑君） 教職員課長。

○教職員課長 すみません。先ほどの加配の人数につきまして、国からの加配につきましては、565名であります。市単独の学校支援講師等につきましては25名と、特別支援学級の補助講師が55名という状況です。以上です。

○委員長（永井佑君） ほかに。

1点だけいいですか。ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（森結実子君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 私は、この委員会で請願と陳情とで少人数学級の議論をさせていただくときに、30人、35人以下になっても34人とか33人とか、そういうところがまだたくさんあるよという話をさせていただいて、今日の請願の口頭陳情の中でもそういう実態を紹介いただいています。それで、先ほどの議論の中で、35人以下にはなっていますが、小学校で30人から35人のところが445学級あって、28.5%という答弁をいただきました。ここについて教育委員会として今後の考え方はどのように整理されているのか、まず伺います。

○副委員長（森結実子君） 教職員課長。

○教職員課長 今30人から35人の学級数が445、28.2%ということをお伝えしたところでありますが、現在国への定数改善の要望等は上げているところでございますが、そういったところが現状すぐに改善されるかはまだ明確ではございません。教育委員会としましては、現在教科担任制の推進であったり、持ち合い授業というところで、子供たち一人一人に教育効果が上がるように教員の質を高めたり、教員の負担軽減というところを進めていきたいと思っています。以上です。

○副委員長（森結実子君） 永井委員。

○委員（永井佑君） ここの30人、31人、32人、33人、34人、35人というところも実際見させていただいたことが過去にありますけど、例えば先生がタブレットの授業で端から端に行こうと思ったときに、非常に時間がかかっている場面を見たことがあります。今日も議論になります、内容も出ていますとおり、20人程度の学級、それ以下という話も出ていますが、例えばこれを、現状を解消していく、市独自で解消していくとなれば、どれぐらいの財政負担がか

かるのか、そういう計算をしているんでしょうか。

○副委員長（森結実子君） 制度服務担当課長。

○制度服務担当課長 先ほどの20人学級を人数で配置しますと、1,300人を超える人数を配置することになります。こちらを今の人件費で試算いたしますと、120億円を超える額が別途必要になってまいります。教育委員会の今年の教職員の給与費に関する予算は、およそ450億円でございますが、その3分の1に迫る金額を別途積まないといけない、それには国庫補助がなく、単費で負担しないといけないという状況になります。以上でございます。

○副委員長（森結実子君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 先ほど指定都市から国に要望を上げているという答弁もいただきました。国庫負担の改善も求められていると。この国庫負担の改善というのは大分前から求められているんですか。

○副委員長（森結実子君） 制度服務担当課長。

○制度服務担当課長 国庫補助の改善につきましては、権限移譲を平成29年に行っておりますが、それ以外は各政令指定都市のそれぞれの負担になっておりますので、そういうところの部分に関しては引き続きしっかり要望をさせていただいているところでございます。ただ、35人学級が段階的に緩和されるという改善が行われておりますけれども、大本の国庫補助3分の1、地方交付税3分の1で、市の負担3分の1という基本的な制度は大きく変わっておりません。ですので、その辺も含めてしっかり、要は教員が増えた場合にしっかり財政措置をしていただかないと、各都市に負担が増えてまいりますので、その部分に関しては各都市の負担が増えることのないように、国としてもしっかり対応していただきたいという要望をずっと行っているところでございます。以上でございます。

○副委員長（森結実子君） 永井委員。

○委員（永井佑君） じゃあ、国庫補助に関して言えば、北九州市は中1までやっていますけど、35人以下学級にできるところまでは一律でやりましたよというのが実質国からの回答になっているわけですね。

○副委員長（森結実子君） 制度服務担当課長。

○制度服務担当課長 先ほどの35人学級を北九州市が先駆けて行っているのは、あくまで国の加配定数を有効活用しながらさせていただいているというところでございますので、そういう意味では国の要は定数の考え方の範囲内で行わせていただいておりますので、今の国の現状の中で我々としても工夫できる最大限のところをさせていただいているという状況でございます。以上でございます。

○副委員長（森結実子君） 永井委員。

○委員（永井佑君） ありがとうございます。

今日は多くの委員に少人数学級についての深い議論をしていただいたと思います。今任期の

教育文化委員会に出される最後の請願だったので、議論が深まったことは非常によかったなと思います。ただ、本来国がもっと教育予算を増やして、すぐにでもやっていかないといけない課題ですし、前回、ちょっといつか忘れましたが、本市の教育委員会は国に先駆けて中1まで35人以下学級をやられていますので、エビデンスがないと、エビデンスがまだ国のほうでも出ていないし、教育委員会でもなかなか出ないということだったんですが、先ほどのやっぱり中学校で独自にやられているところでは、事務負担の軽減とか要望が現場から上がっているわけですので、その取りまとめをぜひやっていただきたいなど。国に先駆けて、そういうところはあると思いますけど、どうでしょうか。

○副委員長（森結実子君）教職員課長。

○教職員課長 現在、少人数学級、35人以下学級に取り組んでいる学校、学級等について、そういう現場の声を拾っていきたいと思います。以上です。

○副委員長（森結実子君）永井委員。

○委員（永井佑君）それを集約してぜひ今後の教育行政の運営に生かしていただきたいと要望して、私からは以上です。

○副委員長（森結実子君）ここで委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（永井佑君）ほかに。

なければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

一旦ここで午前の部は終了させていただきたいと思います。それで、どうしますか。1時からだと、45分でまた教育委員会に答弁をいただく形になるんですけど、よろしいですか。では、1時15分とさせていただきます。再開は1時15分でよろしくをお願いします。

（休憩・再開）

○委員長（永井佑君）再開します。

それでは次に、陳情第217号、イコモス発出の北九州市初代門司駅遺跡に関するヘリテージ・アラート文書の受理についてを議題とします。

本件について、当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それではまず、教育委員会宛てで市役所へ送付された文書がどのように各所管課に送付されているのかを御説明させていただきます。

北九州市文書管理規則で、市に到達した文書は、文書主管課長において収受することとされており、その後、文書主管課長は文書主管課に到達した文書に受付印を押印するなどの処理を行った後に、各所管課へ配布することとされており、

教育委員会がある小倉北区役所庁舎を例に説明させていただきます。まず、外部から届いた郵便物は、小倉北区役所総務企画課へ一括して届けられます。次に、小倉北区役所総務企画課は、市宛ての郵便物かどうかを確認し、市宛ての郵便物の場合は、受付印を郵便物の封筒の余白に押印し、所管局の総務担当課へ郵便物を配布します。それから、所管局の総務担当課は、小倉北区役所総務企画課から送付された郵便物を確認し、所管課へ配布することとなります。所管課は、送付を受けた郵便物の内容を確認し、文書を収受することとなります。なお、配布された郵便物の内容が所管課のものでない場合は、適切な所管課へ送付するというのが一般的な文書の収受の流れとなっております。

今回、陳情に記載のある令和6年9月4日付のヘリテージ・アラートに関する文書の収受についても、先ほどの説明どおり、小倉北区役所へ届けられた郵便物、ゆうパックでございましたが、これに小倉北区役所総務企画課が受付を行い、教育委員会総務課へ郵便物が配布されました。その後、教育委員会総務課で郵便物を開封し、文書を確認したところ、都市ブランド創造局文化企画課が所管する業務に関する文書であったため、教育委員会総務課から都市ブランド創造局文化企画課へ文書を配布したものでございます。

なお、文書の配布に当たり、教育委員会総務課は文書配布の記録として文書の写しを保管しました。令和6年9月24日付北九教総総第455号の行政文書開示決定通知書で開示した文書は、この写しの文書であったため、教育委員会総務課は受付印の押印を行っていないものとなっております。

本文書の配布を受けた都市ブランド創造局文化企画課は、令和6年9月10日に本文書を受領しており、文書としては適正に収受されていると考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。質問、意見はありませんか。藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） こういう質問をして受け付けられるかどうかは分かりませんが、どうして都市ブランド創造局がこの場にはいないんですか。私は、これまで教育委員会とか教育長がずっとこの問題については答弁できないというふうに受け止めてきたので、都市ブランド創造局が私の本会議の質問に対しても、もちろん質問の中身によりますから、都市ブランド創造局が答えて当然の中身になっていきますけれども、なぜこの場にはいないのか私は不思議でたまりません。今の文書がどこへ行っちゃって、どうなったかということは、今教育委員会から都市ブランド創造局に行ったところまでは分かるけど、その後が分からないじゃないですか。そんなことでいいのかなと思ったんですけれども、ここでじゃあ、あと用意した質問について、私が質問をしようとしても恐らく教育委員会は答えられないんじゃないかと思うんですが、どうなんですかね。後で質問したいと思いますけど。まず、都市ブランド創造局が補助執行と言いながら、いないのが私には解せません。それはどなたにお答えいただけるんだろうか。だから、いるものと思って私は上ってきましたけど、皆さんもそうなんじゃ。それはどうなんでしょう

かね。

○**委員長（永井佑君）** 教育委員会に届いた文書だから、教育委員会が答弁する。

○**委員（藤沢加代君）** だから、そこまでは分かります。今の答弁で了解しました。だけれども、これから先、門司の問題について議論が始まろうというときに……。

○**委員長（永井佑君）** それは後から来られます。

○**委員（藤沢加代君）** 後から来られるんですか。

○**委員長（永井佑君）** 来ます。

○**委員（藤沢加代君）** そうなんだ、じゃあ分かりました。取りあえずはこれで、そういう順番なんですか。じゃあ、私の理解が違っていたということ。それって、じゃあ私が誤解というか、ちゃんと理解をしていなかったということであれば、それは今の発言は取り消してもいいです。以上です。

○**委員長（永井佑君）** もうないですか。この件に関して。

○**委員（藤沢加代君）** この件に関しては了解しました。分かりました。

○**委員長（永井佑君）** ほかは。有田委員。

○**委員（有田絵里君）** すみません。それでは、陳情として上がってきているので、この過程に関しては、今回口頭陳情にもお越しいただいていますけれども、きちんと御理解いただけるようにお話をしているんだと思うんですけれども、伝わっていないからこういうふうな陳情になっているんですか。教育委員会としてはどういう受け止めなんですか。

○**委員長（永井佑君）** 総務課長。

○**総務課長** 陳情の趣旨としましては、教育委員会事務局において正式に受理されていないということの問題としておられますので、そもそも中身が教育委員会事務局で正式に受理するものではないので、補助執行先の都市ブランド創造局の事務に関する文書であったので、うちでは受付をしなくて、ちゃんと都市ブランド創造局に送付しているので問題ございませんという回答でございます。

○**委員長（永井佑君）** 有田委員。

○**委員（有田絵里君）** ありがとうございます。

今回、陳情者様もお越しいただいていて、御納得いただけるかどうかの部分だと思うんですけれども、まず、そもそもこういうお話が陳情として市に対して上がってくる前に、こういった陳情が上がってきたような段階できちんとお話しするということはできなかったんでしょうか。

○**委員長（永井佑君）** 総務課長。

○**総務課長** 議会に陳情されていると思いますので、教育委員会の中で事前に陳情をされた方とお話しするという事は今までもないです。

○**委員長（永井佑君）** 有田委員。

○委員（有田絵里君） 分かりました。その流れとして議会に上がってきたから、陳情者の方とはお話ができなかったので、今回のこの経緯に関してはお伝えすることがかなわなかったということですかね。ありがとうございます。

じゃあ、その陳情として議会に上がってきて、教育委員会で陳情のお答えをしていただくためにいろいろお話を考えていただいたと思うんですけど、その過程で御本人様とお話ししたいりもできないんですね。それも難しいということなんですね。議会に上がってきているからということなんですね。分かりました。

今回の内容に関しては、先ほど御説明いただいたとおりだと思いますので、ここに関しても、あとは都市ブランド創造局に行ったという理解をするしかないということなんですね。

先ほどの御説明で私は理解できましたので、あとは次の議題でお話ししたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（永井佑君） ほかにありますか。森委員。

○委員（森結実子君） すみません。ちょっと教えてください。

今までいろいろな質問をさせていただいたときに、都市ブランド創造局はあくまでも補助執行だという話を受けています。私もそのように理解をしておりました。あくまでも文化財に関することは教育委員会が責任を持つものだと私は思っておりました。ですので、まずこれは教育委員会としてきちんと受け付けて補助執行先に渡すべきものではないかと思うのですが、御意見をお聞かせください。

○委員長（永井佑君） 総務課長。

○総務課長 そうですね。そもそも補助執行を出す前は、教育委員会から教育長への事務委任という形でやっておりました。そこから、文化行政、それから、文化財保護行政に関しては教育長から事務を吸い上げて、一遍教育委員会に戻して、教育委員会に戻したものを都市ブランド創造局に補助執行で出しております。だから、その文化財保護行政に関して、そもそも教育委員会事務局の長である教育長のところに事務をする権限そのものがないんですよ。吸い上げられたものをそのまま都市ブランド創造局に補助執行として出してさせておきますので、だから、そもそも教育委員会事務局として何も文化財保護に関して受け付けることができないので、都市ブランド創造局に最初からお渡しして、そこで文書の収受をしてくださいということでございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） 理解ができないのですが、あくまでも補助執行であり、その権限というか責任は教育委員会に、まだうちの条例ならありますよね。ですので、まずは責任がある者が受け付けませんか。よく分からないんですが、普通の会社でも、取りあえず事務員が受け取って、事務員がお答えするというよりも、公文書で来たら、まず、社長名で受け取って、それを執行している事務をする人たちにお渡しして、事務処理をしてもらって社長名で公文書をとす

るのではないかと思って、ここに教育委員会の責任が一つも現れないというのは、私は今まで補助執行だと言われていたので、補助だと思っているので、じゃあ責任者は誰ですかということころなんですけれども。

○委員長（永井佑君）総務課長。

○総務課長 要は、教育委員会といったときに、教育委員会の権限というのは5人の教育委員さんと教育長を含む合議体の教育委員会、一般で言う教育委員会会議に意思決定のところがあります。その教育委員会が一個一個文書の收受をするかということ、そういうことではなくて、文化とか文化財保護に関する業務については補助執行させているので、そこでやってくださいということです。だから、教育委員会事務局に権限があるわけではない。

○委員長（永井佑君）森委員。

○委員（森結実子君）ごめんなさい。文化財に関する責任って誰にあるんですか。

○委員長（永井佑君）総務課長。

○総務課長 教育委員会にあります。ただ、事務の専決規定で重要なものを除いて、都市ブランド創造局に補助執行をさせているということでございます。

○委員長（永井佑君）森委員。

○委員（森結実子君）いいです。ありがとうございます。

○委員長（永井佑君）ほかにありますか。大久保委員。

○委員（大久保無我君）今の確認で、事務をする機関がまず教育委員会の皆さんであって、文化財に関しては都市ブランド創造局に移っていますよということですよ。となると、さっきの話だと、1回受け付けるとなると教育委員会、教育長が受け付けるという話にはならず、そのままスルーされてしまって、都市ブランド創造局に行ってしまうという考え方ということですよ。というふうに仕組みとしてなっていますということですね。分かりました。

○委員長（永井佑君）ほかにありますか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで、次の議題に関係する職員を除き、退室願います。

（執行部入退室）

次に、陳情第216号、初代門司駅遺構の発掘調査について及び陳情第223号、旧門司駅遺構の調査保存に関して、文化財保護法にのっとり市・県・文化庁間の届出、通知、協議、勧告等の内容について、市民と市議会に詳しく説明すること、並びに市議会はそれを基にして審議を尽くすことについては、いずれも旧門司駅関連遺構の調査保存や説明に関するものであるため、2件を一括して議題とします。

なお、陳情2件に係る当局の説明に当たっては、本日の報告案件である門司港地域複合公共施設整備事業に伴う旧門司駅関連遺構の取扱いについてと直接関連しておりますので、併せて報告を受けることとします。

それでは、当局の説明及び報告を求めます。文化企画課長。

○文化企画課長 それでは、陳情2件と報告、合わせて3件の説明をさせていただきます。

まず、陳情第216号、初代門司駅遺構の発掘調査について説明いたします。

門司港地域複合公共施設の整備事業は、地域に点在し、老朽化が進む施設を集約、建て替えることで、利便性の向上と地域の活性化につなげることを目的に、9年にわたる年月をかけて計画的に進めてきた重要な事業でございます。

整備事業を進めるに当たりまして、昨年3月に試掘調査を行いましたところ、旧門司駅舎に関する遺構の一部が発見され、文化財保護法第95条に基づき、新たに埋蔵文化財包蔵地に指定し、適切な文化財保護に努めてまいりました。

旧門司駅関連遺構の出土に関しましては、専門家や市民の皆様などから多くの御意見、御要望をいただいております。こうした御意見のうち、遺構を現地に保存してほしいという御要望に対しましては、施設と遺構の共存案や個別建て替え案など様々な観点から検討を行いました。

しかしながら、築94年を超える区役所をはじめ、耐震性やバリアフリーに課題のある施設など、老朽化対策は待ったなしの状況であり、また、代替地がない中、市民の安全・安心が第一との考えの下、市としましては本事業を予定どおり現地で進めるという決断に至られたものでございます。そのため、旧門司駅関連遺構に関しましては丁寧に発掘調査を行いまして、記録として保存することとしております。

北九州市文化財保護審議会でございますが、こちらは文化財の市の指定に際して、教育委員会の諮問に応じて開催、審議いただく審議会でございます。今回の旧門司駅関連遺構に関しましては諮問事項ではないことから、文化財保護審議会に諮問する予定はございません。なお、委員の皆様には現地を視察いただくとともに、懇談の中で旧門司駅関連遺構についての御意見をいただいたところでございます。今後も審議会の委員の皆様には諮問という形式にこだわらず、必要に応じて意見を伺ってまいります。

出土した遺構に関する市民への説明につきましては、令和6年4月以降、延べ16回にわたり説明会を開催してまいりました。また、この陳情をいただきました10月1日以降にも現地説明会を延べ2日間開催し、発掘調査の内容や遺構について市民の皆様の説明してきたところでございます。このため、改めて市民説明会を開催する予定はございませんが、遺構の発掘内容等につきましては、例年3月に開催を予定しております遺跡発掘報告会で調査担当者が詳しく報告する場を設けることとしております。なお、市民の皆様から出前講演などの依頼をいただいた際には、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

続きまして、陳情第223号、旧門司駅遺構の調査保存に関し、市、県、国間の協議等の内容説

明及び市議会での審議について御説明いたします。

文化財行政の手の流れについて、まずは御説明をさせていただきます。文化財保護法では周知の埋蔵文化財包蔵地、これは埋蔵文化財の存在が知られている土地のことですけれども、そのエリアの中で土木工事などを行う場合には、事前に書面でもって届出をしなければならないこととされております。民間工事の場合は法第93条が適用され、政令市である北九州市に届出を行うこととなっております。また、国や地方自治体などによる公共工事の場合は法第94条が適用され、文化庁に事業計画を通知することとなっております。なお、この権限は国より各都道府県に移譲されているところでございます。

今回の旧門司駅関連遺構の場合、包蔵地内で北九州市が公共施設を整備するため、北九州市が福岡県に事業計画を通知し、県から通知を受け、遺構の取扱いを開発者、この場合は北九州市となりますが、北九州市と協議を行うこととなっております。その結果、遺構の保存が難しい場合、埋蔵文化財の発掘調査を行い、記録を保存することとなっております。そのため北九州市では法第94条に基づきまして、記録保存のための埋蔵文化財発掘調査を進めてきたところでございます。

ちなみに、文化財保護法第94条では、提出された事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができることとされておりますが、旧門司駅関連遺構に係る調査や記録保存を実施するに当たり、県から勧告されるような状況は生じておりません。また、これまでの発掘調査の過程において県とは密に連携しており、必要に応じて現場などでも意見交換を行っているところでございます。

また、今年の7月に、これまでの経過も含めて、現状報告のため、県と共に文化庁を訪問し、これまでの状況と今後の進め方について、市民説明会資料や調査所見などに基づき説明してまいりました。文化庁には、埋蔵文化財行政は自治事務であるということを御認識の下、情報共有を趣旨として応じていただいたものと認識しております。

なお、埋蔵文化財の手続につきましては、国から県に権限移譲されていることから、今回の訪問はあくまで情報提供を行ったまでのものでございます。

また、先ほど口頭陳情におきまして、文化財保護法第97条に関する届出を市が怠っているとの内容がございましたけれども、法律のこの97条は、包蔵地以外で遺跡が発見された場合の手続でございます。今回の門司港の案件は包蔵地内での調査でございますので、97条は適用されず、法違反となるものではございません。

このように文化財行政は自治事務であり、北九州市が主体となって進めていくべきものであると考えております。その中で埋蔵文化財に関する諸手続の窓口が福岡県であることから、今後も県と適宜協議を行ってまいります。

また、出土した遺構に関する市民への説明、こちらにつきましては、先ほどの陳情でも御説明してまいりましたけれども、令和6年4月以降に市民説明会の開催、また、10月には現地説明

会の開催をしてきたところでございます。このため、改めて市民説明会を開催する予定はございませんが、遺構の発掘内容等につきましては、例年実施しております報告会で報告する場を設けることとしております。なお、市民の皆様から出前講演の依頼等をいただいた際には、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

続きまして、報告の説明をさせていただきます。タブレットの資料を御覧ください。

門司港地域複合公共施設整備事業に伴う旧門司駅関連遺構の取扱いについて報告いたします。なお、本日の建設建築委員会におきましても同内容を報告させていただいております。

資料1 ページを御覧ください。

令和6年11月21日に市長会見で発表しました、市民の安全安心を守り門司の遺構の記憶をつなぐ5つの方策の内容について御報告させていただきます。

門司港地域に点在しております公共施設は、築94年を超える区役所など、老朽化し耐震性やバリアフリー面での対応が十分でなく、安全面などに課題を抱えております。この老朽化が著しい公共施設への対応は待ったなしの状況であり、市民の安全・安心が第一との考えの下、門司港地域複合公共施設整備事業については着実に進めていくこととされております。

一方、令和5年10月に旧門司駅関連遺構が出土して以降、専門家や市民の皆様、そして市議会から、できるだけ早期に複合公共施設を整備してほしいという意見から、遺構を現地に残してほしいという意見まで、様々な御意見をいただいております。多種多様な立場からいただいた多くの御意見に対しまして、市としてどう対応すべきかについて、老朽化施設の状況や遺構の状況なども確認しながら、それぞれの御意見とその背景にある皆様の思いなどにつきまして協議を重ね、慎重かつ丁寧に検討してまいりました。

その結果、遺構を一部でも現地に残してほしい、あるいは遺構から分かる門司の発展の歴史や鉄道史などを、記憶や記録として後世に残してほしいなど、市民の皆様方の思いも受け止め、市民の安全安心を守り門司の遺構の記憶をつなぐ5つの方策が取りまとめられたところがございます。

それでは、資料の1番、5つの方策についてでございます。

1つ目の方策としまして、設計内容を変更することなく、工事に大きな影響を与えない遺構の一部を存置することとされました。

2つ目の方策としまして、旧門司駅が建設された時代の土木技術が顕著に分かる遺構の一部を保管し、複合公共施設の床下での展示を予定しております。

3つ目の方策としまして、遺構の丁寧な記録保存につきましては、昨年度の調査の結果などを基に今年度もさらなる発掘調査を行い、遺構の写真や3D計測などによる厳密な記録保存を行ってまいりました。発掘調査並びに記録保存に当たりましては、昨年度と同様に、国や九州地区の基準に基づき、また、県の担当者や専門家にも現地を御視察いただき、その際いただいた助言等にも対応しながら適切に行ってまいりました。11月13日までに現地での調査を

終え、現在文献調査などを行っているところでございます。

4つ目の方策としまして、公共施設内にデジタルも活用した展示コーナーの設置を予定しております。発掘調査に伴い出土しました陶器や瓦などの埋蔵物や写真、3Dデータなどを基に、当時の門司の歴史や生活、鉄道史などを分かりやすく伝える展示コーナーを設けたいと考えております。

5つ目の方策としまして、今回出土した遺構がどういうものか、また、そこから分かる当時の地理や歴史、生活などについて子供たちが学べる素材の作成についても検討してまいります。

資料の2項目めでございます。遺構の一部存置及び一部取り出しの候補箇所についてでございます。

まず、一部存置についてでございます。これまでも複合公共施設整備を進める上で、遺構の現地保存は現計画の変更を伴うことから困難であるという御説明をしてきておりました。しかしながら、遺構を少しでも残してほしいという専門家や市民などの思いに何とか応えられないかと再度詳細に検討いただきました結果、資料の写真の右側のとおりですけれども、機関車庫の基礎部分のうち非常に限られた一部であれば、建築工事への影響を最小限に抑えて遺構を残すことが可能と判断し、その箇所を存置することといたしました。

次に、一部取り出しについてでございます。門司の発展の歴史や鉄道史などを記憶や記録として残して後世に伝えてほしいという市民の思いに対して、どういったことができるのか、他都市での鉄道遺構に関する展示方法などを情報収集し、検討しました結果、遺構の実物を誰もが見学でき、また、往時に思いをはせることができるようにするため、できる限り発掘された状況に近い形で展示することを考えております。

機関車庫の基礎部分のうち、資料の写真の左側のとおり、地形の変化に応じて基礎工法を変え、建設技術の進化と変化が見てとれる2か所のうち、保存状態のよい1か所を取り出し、整備する複合公共施設の床下に展示することを予定しております。一部取り出しの箇所、今2か所に丸がついておりますけれども、こちらの遺構の保存状態や残存量などを確認した上で、どちらか1か所に決定する予定としております。

3番、今後のスケジュールでございます。造成工事は今年11月15日から着手してありまして、令和7年3月末に完了する予定でございます。複合公共施設のくい工事は補正予算案を御承認いただけましたら、令和7年3月末に契約を締結し、令和7年度当初から着手する予定とお伺いしております。

以上で御報告を終わります。

○委員長（永井佑君） ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明瞭に答弁願います。質問、意見はありませんか。中村委員。

○委員（中村義雄君） 5つの方策についてお尋ねしますが、9月議会の我が会派からの、0

点、100点じゃなくて、間のこういう切り出しも含めて考えたらどうかということに対応されたことは評価いたします。

質問は、この2番の一部取り出しとか、あと、4番の公共施設内に展示コーナーを設置というのがありますけど、もちろんそこにあったからそこだという考え方もあるんでしょうけど、すぐ近くに九州鉄道記念館がありますね。すぐ近くにあるんだから、そっちに持っていったほうが、鉄道が好きな人はそれだけじゃなくていろんな楽しみ方もできるし、九州鉄道記念館の活性化という意味では、それがあからまた来られるお客さんも多いと思うんですよ。それをどのように議論してこの公共施設内に展示コーナーをとか、一部取り出しがどことは書いていないですけど、恐らく複合公共施設内の話だろうと思うんですけど、子供が遊べる素材の作成とか、そういう子供が楽しめる場所とかは新しく建てる複合公共施設になのか、九州鉄道記念館になのかというのは、どういう議論がされてどのように決まったのか、私は九州鉄道記念館のほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 これまで開発部局といろいろ協議をしましてまいりましたし、他都市の事例等も調査をしているところでございます。今の案では、新しくできる門司港複合公共施設の中の皆さんが寄れるスペースのようなところを想定しておりますけども、今後取り出した後の整備につきましては、いろいろと詳しい方のお話もお聞きしたいと思っておりますし、今のところはまだ案ということでございますので、いろいろな意見をしっかりお伺いして、決定をしていきたいと考えております。九州鉄道記念館に置くというのも一つのアイデアとしてももちろんあるとは思いますが、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 中村委員。

○委員（中村義雄君） 本会議でも御紹介したと思いますが、例えば、私は8月に宮崎委員と一緒に新橋に行って、初めて鉄道が通った横浜から新橋までの新橋のところには、切り出したものがあって、いろんなものが展示されていて、昔のプラットホームも再生されている。そこが一つの鉄道の観光地みたいになっているんですよ。そういう意味では、やっぱり九州鉄道記念館を主軸に考えるほうが自然じゃないかなと。興味のある人によりいろんなことを見てもらうには、そっちのほうがいいんじゃないかなと思いますので、今後の検討ということですから、ぜひ参考に検討していただければと思います。以上です。

○委員長（永井佑君） ほかに。藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 幾つかお尋ねしたいと思います。

今日の陳情2つですね。今ここに上がっているのは216号と223号。お昼からになりましたけれど、陳情者は朝から本当にお疲れさまなんですけれども、それぞれ問題にされているところ、やはりせっかくおいでいただいているし、きちんと文化企画課、都市ブランド創造局が答えるべきかなと思って、私も質問をさせていただきます。

まず、本会議でも、7月11日の文書について私は幾つか質問しました。その中で、都市ブランド創造局がこういう決定をしたということですね。この間、この委員会には都市ブランド創造局がずっと答えを、考えを出していただいているので、私たちは複合公共施設を建てる都市戦略局とはじかにやり取りをしておりませんね。でも、今回のこの遺構を現地保存しないで、移築保存もそうなんです、きちんと保存をしないで、そして、複合公共施設を優先するための理由として安全・安心というのを第一にと、待たないという言葉も随分聞きましたけど、安全・安心というのも何回も聞きましたけど。それと遺構の保存も。しかもこの遺構については、学術団体、それから、ICOMOSと、非常に権威ある人々が保存をと申入れをされているわけですね。まずそれをてんびんにかけるというのはどうかと思いますね。

これは都市ブランド創造局としては答えられないかもしれませんが、私が質問したのは12月6日でしたが、前日の12月5日に、我が党の高橋都議員が、やっぱりこの複合公共施設の工事着工について質問をしました。その中で市長が答えていますね。そして、複合公共施設をやりますというふうなお答えの中で、この意思決定はどこでどうしたのかという質問をしました。そしたら、組織全体で情報共有して、これまで丁寧に議論を積み重ねてきたみたいな答弁だったと思うんです。それで、今日ここには市長はいらっしゃらないし、それから、都市戦略局もないので、限界はあるかもしれませんが、市長があえて情報共有をしようと言われたから、私はその情報共有の中に都市ブランド創造局ももちろん入っていると思ひまして、市長や都市戦略局がいなくてもここで議論ができるなと思って今日も来たところです。

そこで、質問に入る前にもう一つ、先ほど、私は後から都市ブランド創造局が出てくると思っていなかったの、教育委員会だけだということについてちょっと文句を言ったんですけれども、今までこの教育文化委員会でそうやって途中で入れ替わったことがあるかもしれませんが、お昼を挟んだから入れ替わったのかもしれませんが、先ほど、文化財保護はあくまで教育委員会に権限があるというふうな議論もありましたから、本来、教育委員会もここに座っているべきだと思ひました。

それで、その点についてお答えは要りませんが、教育委員会、教育長も問題にされているわけだから、それならばちゃんとここにいるべきだと意見を申し上げて、質問に入ります。

それで、1つは、今回のこの遺構の保存をめぐって、門司区だけじゃなくて各区、北九州市全域でやっぱり説明会を持つべきだという、こういう市民の意見に対して、都市ブランド創造局は、門司区ではやった、それから、現地説明会もやった。でも全市のにはほとんどやらないでしょう。これを全市的にやるべきだという認識を局として持たなかったのかなと思うんですよね。それで、あっち行きこっち行きして申し訳ないんだけど、11日の文化庁との会議のあの文書の中でも、半年前から説明会をちゃんとやっていくというような、そういう立場も表明していたと思うんですよね。

それで、今までの説明会だけで十分だというような今の答弁だったんですけれども、本当に

それでいいのかどうかですよ。今日も、いろんなところで何回も都市ブランド創造局から説明はありましたよ。けれども、今日の3つは12月に入ってから陳情ですよ。だから、そういう中で説明が足りないんじゃないかというようなことで陳情者は来られていると思います。その点について、補助執行をしている局としてどう認識しているのか、答弁をお願いしたいと思います。

その上でもう一つ、陳情者も言われましたけれども、今回、16の学術団体、それから、ヘリテージ・アラートも発せられている。何回も。だから、さっきの説明会にも関わるんですけども、このヘリテージ・アラート、それから、学術団体の保存要望について、門司区だけではなくて、広くもっと北九州市民の財産として、さらには本当に国民の財産として、世界遺産と言っているわけだから、本当に世界に対してちゃんとやっているということを今の状態で言うのかどうかですよ。それで、ヘリテージ・アラートについての、それから、学術団体から言われていることについての市の受け止めがこれでいいのかということをもう一度お尋ねしたいと思います。

安全・安心、はい、待ったなし。分かりましたけれども、これについても異論があるわけだから、もうそのお答えは分かっているから、やってもらわなくていいです。遺構の保存についてです、どうぞお願いします。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 藤沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず1つ目の説明会が十分かというようなお尋ねでございますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げたとおり、門司区の団体の方々には説明を16回、正式に言うと15回ですね。それと、1回は門司区でやりましたが、あちらは区民に限ったものではございません。場所は門司区でございましたけども、市民向けの説明会をさせていただいたところですよ。

また、10月に出た陳情につきましては、それ以降にも現地の説明会も開催しております。当日、あいにく午前中が雨模様というところで、もう一回どこかでぜひというようなお願いもありまして、通常発掘調査の現場を止めて説明するというのは非常に難しいところがございますけども、そこは何とか都合をつけて、もう一回開催させていただいたところがございます。

また、今文献調査等も行っておりますので、そうしたものも併せて3月には成果の報告会というのを開催したいと思います。こうしたものについては、また市政だより等で広報できればと思っております。何が完璧かというのはなかなか難しいところがあると思いますが、我々ができる限り皆様への御報告に努めてきたと考えております。

また、ヘリテージ・アラート、学術団体の要望、そうしたものに応えられているかというようなお尋ねかと思っております。確かに、専門家の方は、全面保存という御意見もございますし、そうした学術団体の方のお気持ちというのは、我々文化財保護部局としてはしっかり受け止めておりますし、分かりますけども、先ほど委員はもう答弁はよろしいということでしたけども、

やはりいろんな中で市としての判断を出した、その中でいかに残せるかというところで、今回5つの方策というのを打ち出したのではないかと我々は考えているところでございます。皆様の100%の思いに応えるというところには至っていないかもしれませんが、市としてできる範囲で折り合いをつけてきたということではないかと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 答弁についてさらにお尋ねしますが、門司区での説明会は15回と言われた。現地説明会もあります。私たちも行かせていただきましたけど、15回でどれぐらいの方々に説明をされたか、参加人数とかは分かりますか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 すみません。今ちょっと手元に資料がございません。説明会の報告人数につきましては、また別途お答えさせていただきたいと思っております。

また、10月に行いました現地説明会ですけど、こちらについては全部で300人を超えるような方に来ていただいたところでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 今日熱心な方が、市民団体、個人の方もいらっしゃいますけど、やはり12月に入ってから陳情をされているということは、市民が納得していないということですよ。だから、ここで私は強引に進めると、本当に将来に禍根を残すと思いますね。だから、本会議でも厳しく指摘をさせていただきましたけれども、もう一回きちんと都市ブランド創造局から、保存の立場で、工事を急ぐなど、待てということをやっぱり言うべきだと思いますけど、教育委員会の補助執行ならば、教育委員会あるいは遺構を保存する立場で発言はできないのか。今までしてきたかどうかは分かりませんよ。そのプロセスは分かりませんが、だから、11日の文書の中でも文化庁や、それから、県の文書では、やはりこの検証もできるように、その意思決定のプロセスを、透明性を持たせようというような意見も出ているわけじゃないですか。だから、そのところをもう一度局長、いかがですか。情報共有って何ですかって、ちょっとそこも含めて答弁いただきたいと思っております。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 私どもも文化財を保存する立場として、建設部局、開発部局と話すときには、精いっぱいお伝えをしてきたつもりでおりますし、だからこそ、この5つの方策というのが生み出されたのではないかと考えております。文化財保護審議会の委員、また、要望書などでいろいろな意見をいただけてきました。そうしたものをしっかり開発部局にもぶつけてきたところでございます。

それから、すみません。先ほど説明会の人数がございましたけども、全市的なもの、16回というところも含めると、462名に御参加いただいているところでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長 今課長が申しあげましたけれども、我々文化財担当といたしましては、様々な方の御意見を受け止めまして、担当部局につぶさに情報共有という言葉がこれまでは使わせていただきましたけれども、こういう意見も出ていると、我々は文化財担当ですので、調査の過程でこういうものが出てきていると、そういった意味では何とかできないだろうかという話は当初からぶつけてきました。

ただ、やはり施設がここに必要だと、そこに整備するということが方針が決まったと、その中で我々としては何ができるかということで、しっかり記録を保存する。これもしっかりとした保存の一つですから、それを後世に伝えるためにきれいに記録を取って、その内容を分析してという作業をずっとしてきたわけです。それをもって今度は後世に見やすいように、あるいは分かりやすいような展示ということで、場所は検討中ということですが、今その作業をやっているということです。

先ほども課長が言いましたけれども、いろんな方の意見をその担当にぶつけてきたからこそ、一部存置というような結論に至ったという面もあると思います。そういう点では我々は我々の役目、役割を一生懸命可能な範囲で果たしてきたということでございます。以上です。

○委員長（永井佑君）藤沢委員。

○委員（藤沢加代君）一部保存については、マスコミ報道もかなり大きく一部保存と、本当に大事なところが保存されたのかと受け取られるようなタイトルばかりでしたけれども、あれは11月21日の記者発表でしたね。それには私も本会議の質問の中でも触れましたけれども、同時にこの委員会が開かれていましたね。そして、門司のこの遺構についても議論があっているときだったんですよね。だから、同じ時間にそういうことをやった市長に対して私は本当に怒りを感じました。この常任委員会で市民が、市民って主権者ですよ。主権者が陳情している真っ最中に、そういうのを無視して、そして、発表しているんでしょう。私は、これは本当に市民軽視であるし、議会軽視だということを申しあげましたけれども、こういうことを私は続けていくべきではないと改めてここで指摘しておきたいと思います。

ここには都市戦略局も市長もおいでにならないから、伝わるかどうかは分かりませんが、もう私は何度も言っていますが、都市ブランド創造局が文化財を守る立場で発言してほしい、動いてほしいということを、あえてもう一回申しあげておきたいと思います。

それで、この遺構の問題について、さらに何と申しますか、今強引に進めていますね。この強引に進めているのを、局としてはこれでよしと思うんですかね。ちょっと答えが厳しいかもしれないから、あえて答弁は求めませんが、前の市民文化スポーツ局のときに八幡市民会館や城野遺跡の保存問題について、いろんな方が陳情を随分繰り返しましたね。でも、本当に十分とは言えないけれども、一部残ったことをよしとするという方々も多かったと思うんですが、今度の初代門司駅遺構については、その八幡市民会館や城野遺跡が部分的に残ったこと、

それ以上に残せるのかどうかということが非常に疑問です。

といいますのは、11月21日に記者発表をして、その前日の11月20日に、市長は日本イコモス国内委員会の溝口先生とお会いになりましたね。日本イコモス国内委員会は22日に会長名で声明を出されました。この一部保存について、この中身は本当に大事なものを残そうとしていないという、そういう非難の声明だったと思います。そして、文化財保護審議会にもかけていないことや、学術専門家の意見も、そういう会もつくらずにやっていること、これでいいのかということを本当に厳しく批判している声明ですね。これをどう受け止めたのかと伺いたいです。20日に溝口先生と会って、翌々日に本当に厳しい声明、北九州市の文化財行政を批判する声明を出されていますよね。この日本イコモス国内委員会の声明についてはどのように受け止められましたか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 ICOMOSからも要請書をいただきました。ヘリテージ・アラートも出ているところでございます。我々もこうしたところは重く受け止めなければならないことであると受け止めております。ただ、当該事業につきましては、先ほども申し上げたように、何とか遺構の保存ができないか、そして、施設整備も急いでいる。その中でできることは何かということをも市として判断した結果かと思っております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 複合公共施設の工事を急いでいるということ自体が、本当にこれまで9年間もかかって、放置したと言えればちょっと言い過ぎかもしれませんが、時間をかけてきたことから考えると、何でこんなに急がないといけないのかということをも本当に疑問に思います。ですから、きちっと説明責任を果たしていないということと、それからもう一つ、意思決定のプロセスに全然透明性がないということ、これまでの城野遺跡もそうだし、それから、八幡市民会館もそうですけれども、保存を求める市民の要望を聞かない。これはいろいろ意見もあろうからあり得るとして、そして、専門家の意見を聞かない。これが今の北九州市の文化財行政ですよ。けれども、本当にそんなのでいいのかということですよ。ヘリテージ・アラートですからね。だから、ヘリテージ・アラートについて今重く受け止めているといたって、本当にそうなのということをもう市長にも言いたいと思いますね。

ちょっと長くなって申し訳ないけど、市長選挙のときに、八幡市民会館を保存しようという人たちの連絡会が市長候補全てに公開質問状を出して、その中で武内市長は最もその人たちが期待を寄せるような発言をしていたんですよ。私もそれを読んで、それで本会議でも質問した記憶がありますけれども、市長は世界60か国以上かな、訪問をした経験から、本当に世界でどんな文化財が残されているかということをつぶさに見られたと思うんですよ。そういう立場で、単なる箱物じゃないと、人々の記憶が残るところだというふうな発言もされていましたよ。ですから、文化財行政が変わるんじゃないかと期待したんですよ。ところが、全くその期待は外

れて、本当に市民の意見や、それから、専門家の意見を見無視するのは同じだけれども、でも、記者発表と陳情がある常任委員会をぶつけるなんていうこと、それまではなかったと思いますよ。

私は、これはそういう意味ではマスコミの方にも失礼だと思う。だって、マスコミの方はやはり常任委員会で、議会でどんな議論が行われているか、それから、市長がどういう発言をするかということにとっても関心があるから、両方に行きたい方は幾らでもいらっしゃると思うんですよ。それをそんなふうにするということは、私は本当に市民をばかにしている。ばかにしているという言い方は適切じゃないかもしれません。なめている、これも適切じゃないかもしれません。何度も言いますが、軽視していると。こういうことをやっぱり市長としてはやるべきではないと思います。それを文化財保護の立場である都市ブランド創造局に、しっかりとそういう立場で市長に意見を言ってほしいと、これは本当に何回も言ってきました。お答えはいいです。

それで、次にちょっとお答えをいただきたいことについて、法の97条の第1項の問題で、違法ですよという口頭陳情がありましたけど、違法ではありませんと。それは、文化財包蔵地のところは違法ではありませんという答弁でしたね。これについて、そしたら、文化財包蔵地のところは何か出てきても、大事なものが出てきても、文化庁に通知は要らないというふうに判断したということなんですかね。文化庁には通知をしなくていいという判断をした根拠というのは何ですか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 法律の立てつけについて少し説明をさせていただきたいと思います。埋蔵文化財の包蔵地に指定されている土地、そこを土木工事などで開発する際には、公共工事であれば法の94条に基づいて、事前に文化庁、これは権限移譲されていて、実際は県でございますけれども、そちらに通知を出します。先ほど言われた法の97条というのは、その包蔵地以外のところで、そのときはもちろん届出は要らないわけですけど、そのときに何か発見した場合は届け出なければいけないというような決まりになっておりますので、今回の工事に関しては包蔵地の部分で工事をするので、事前に県に通知をしたという流れになっております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 包蔵地の中でのことだから、法の97条じゃなくて法の94条ですよということですね。分かりました。ちょっと私も混乱していました。

でも、包蔵地と包蔵地以外のところというのはつながっているでしょう。つながっているところで今後出てくる可能性、あるいは包蔵地として位置づける可能性というのは全くないんですか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 今回、公共工事を始めるに当たりまして、開発エリア全体で昨年3月頃から試掘調査を行っております。そのときには、今包蔵地ではないところも試掘を行っております。そうした中で出てきたところを確認して、昨年の5月に包蔵地に指定したところがございますので、今開発しているところの例えば包蔵地のお隣には、今のところ埋蔵文化財がないということは確認しております。もし何か仮に出てきた場合は、またそこは法にのっとって適切に対応していくものと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 細かいその法律的なこと、あるいは文化財の発掘のことというのは、私は全くの素人なので、よく分かりかねるところがあるんですけども、それは専門的な立場から、もちろん都市ブランド創造局にはちゃんと学芸員もいらっしゃるし、しっかりと法律と、それから、試掘の仕方とか、発掘の仕方とか保存の仕方とかということ、きちんと学芸員や専門家の意見を聞きながら今後も進めていっていただくということは当然のことと受け止めますが、そこで、ちょっと視点が変わりますけれども、12月6日の本会議のときに、私は公文書の在り方について質問をしました。7月11日の文化庁への経過説明の会議について質問をしましたね。まず、その会議についてですが、県と一緒に経過説明に行かれたわけなんですけれども、この経過説明というのは、何らかの法的な基準があって、市がやらないといけないということがあって、あるいは県のアドバイス、あるいは文化庁のアドバイスとか、どういう経緯でその説明に行かれたのか、お答えいただきたい。

○委員長（永井佑君） 都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長 基本的には先ほどから御説明差し上げていますとおり、埋蔵文化財に関する手続の窓口というのが今福岡県になっておりますので、我々のカウンターパートである福岡県と適宜協議をやっていて、そういった意味では文化庁とは今直接関わりはないんですけども、調査をしまして、かなり時間もたっておりますので、一度現状というのを報告したほうがいだろうということで、県にも相談をしてお尋ねをさせていただいて、時間を取っていただきましたので、これまでの説明資料とかを使って現状報告をさせていただきました。これは何か法律にのっとってとか、そういうものではなくて、九州から離れて、京都ですので、現状の報告をしようということでお伺いした。その件はそういうものでございます。以上です。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 3者が同席している会議でありながら、それぞれの文書の作り方が全然違っていたということは、本会議でも紹介しましたが、その中で問題になるのは、北九州市の文書の中身が全く分からないということだったんですよ。だから、こういう文書の作り方は、後で検証できない、将来的にも検証できない。もしかしたらこれに関する、門司の遺構に関するこの関連文書が、この先永久保存になるかもしれません。そういう大事な文書であるから、必ずもっと分かるような文書の作成の仕方をしないといけないと思うんですが、まだこれは今

やっている最中のことだと思うので、この文書についてはやっぱりもっと分かりやすく、文化庁や、それから、県の文書も参考にしながら、北九州市の立場、どういうふうなことを説明したのか、聞かれて返事をしたのかということをもっと分かりやすく、北九州市として文書を作るべきだと思いますけれども、これについてはどうでしょうか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 それぞれの議事録に差異があったというようなお尋ねかと思えますけれども、県は県、国は国、そして、我々は我々というところで、それぞれの立場で要約して作られたものが議事録になると思っております。そうした視点で作成するものというのは、やはりそういった違いがあると思っております。我々も今回復命書の資料ということで作らせていただきましたけれども、説明にお伺いした際の資料、それに基づいて説明をしておりますので、そうしたものをしっかり添付して記録として残しております。我々もできる限り分かりやすい資料を作りたいと思っております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 基本的なことは分かりました。けれども、今回、北九州市に開示請求をして出てきた7月11日の文書では分からないではないかということなんです。これでは検証できないでしょう。資料はいっぱいあると思うんですよね。メモだの何かいろいろ。だから、ちゃんともう一回作り直して、保存しておくべきじゃないかと思えますけど、これについてはどうですか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 先ほども申し上げましたように、そのメモというのは復命書に添付する形で作っております、しっかり上にも報告をしておりますので、今のところそれを作り直すというような予定はございません。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 分かりました。

じゃあ最後になりますけれども、やっぱりこの都市ブランド創造局文化企画課は、北九州市の文化財行政を幅広く担っているところです。そして、埋蔵文化財についてもきちんと保存をしていく立場で補助執行をしないといけないところになっています。今北九州市の文化財は本当に国の史跡も何もないと、本来ならばあるべきなのに何もないとか言われていますよね。だから、北九州市の文化財、私がこの間、保存運動に取り組んできただけでも幾つもありますね。

それで、お願いしておきたいのは、城野遺跡についても、何年か前に文化庁に行ったときに、この朱塗りの石棺、子供用の石棺については今埋蔵文化財センターに移築保存されていますけど、これも非常に大事なもの。本来ならば国の史跡になるべきものであると思えますけれども、こういう状態ではそこにはなかなかない。ですから、その手の、今いのちのたび博物館に保管されている祭し用の銅矛、あれと、あの辺はまだ包蔵地があるでしょう。そういうと

ころも含めれば国の史跡になり得るといふような意見をいただきました。だから、これから先の話になります。私は今回最後の議会になるんですけれども、やはりこの年になって分かることは、未来につないでいくのが私の責任かなと、この頃非常にそういう自覚をしております。ですから、この北九州市の文化財について、今保存に対して責任がある局の方々にそういう問題意識を持っていただいて、守るといふ立場を貫いていただきたいと要望して、終わります。

○委員長（永井佑君）ほかに。大久保委員。

○委員（大久保無我君）私からは、質問ではなくて意見を言わせていただきます。

旧門司駅の存在というのは、九州における鉄道の起点でもあります。北九州市においては、製鉄所と並ぶようなこの町の発展の基礎みたいなところでもありますので、非常に貴いし、重いものであると思います。恐らく都市ブランド創造局の皆さんは、保存に向けてすごく頑張ったんだろうと想像できるんですけども、当時の建築都市局ですね。今の都市戦略局、そこの闘いもあったんだろうと思います。開発を優先するという決断が下された後のこういう話というので、なかなか苦しい立場にあったんだろうなということも想像できるわけであります。

その後、総合的な判断ということで武内市長が記者会見をされて、ただ、その記者会見がある意味、今のようになんかちょっと混乱するような事態を生む発端になったのではないかと思うんですけども、最終的にこれを決断したのは市長でありますので、当然今市長の決断の下に、責任の下に動いているんだろうとは思いますが。

ただ、我々も当初からずっとこの話を聞いていて思っているのは、やっぱり遺構の発見からこの一部切り出しを行った過程ですよね。これについてなぜそういう判断を行ったのかということであったり、当時の文化財保護審議会の皆さんから話を聞いた上でも、なぜそういう判断になったのかということ、やっぱりどんな議論を経てそういうことになったんだろうということがなかなか見えてこなかったというのがあります。

さらに、専門家の方々がいろんな声を上げている中で、市長が全くもってそれに反応していないんじゃないとか、耳を貸していないんじゃないかというような態度を取り続けているというふうにも私たちには見えていました。そういう意味では、市民の声を聞くという姿勢ですよ。これは都市ブランド創造局の話じゃなくて、市長の姿勢ですね。そういうふうに見える。というのが、X会議のホームページにこういうふうに書かれているんですよ。令和6年度より市役所各部局における市政変革の取組報告、討議をするX会議を開催します。X会議は検討課題の見える化を図るため、公開で行います。また、自治体における経営改革や検討テーマに知見のある有識者から助言を得ながら進めていきますと。こっちではそういう意味で検討過程の見える化しますと、また、知見のある有識者から助言を得ながら進めていきますと言いながら、今回の遺構に関してはあれれという感じなんですね。何か都合のいいことだけ公開をしている、さらに有識者から助言を得ますみたいな、何か見事なダブルスタンダードだなとも私は思うんですよ。

市民の意見がこうやって大きく分かれているような話だからこそ、私は市長には一部の市民を置き去りにするような態度ではなくて、また、市長のイエスマンの話を聞くだけではなくて、北九州市の発展の、それはこの鉄道と一緒に、鉄の町とか、ものづくりの町として発展してきた、我が国を支えてきた、まさにその中心にある歴史というものを大切にするというその姿を見せてほしいなどは思っています。なので、今の状況というのは致し方ない部分はあるかもしれませんが、残念に思っている部分もあります。以上です。

○委員長（永井佑君）ほかに。中島委員。

○委員（中島隆治君）すみません。ちょっと簡単に1点だけ教えていただきたいんですけど、今回一部取り出し箇所が2か所あるかと思うんですけども、これは基礎部分に影響があるから一部取り出しということになったんでしょうけども、一部存置箇所のところに関しては、影響がないからここを残すということなんだろうけども、ここがどれだけの価値があるものなのかというのをちょっと教えていただきたいと思うんですが。

○委員長（永井佑君）文化企画課長。

○文化企画課長 どれだけの価値というのを、なかなか数量化するの難しいところではございますが、やはりしっかりとしたれんが積みが出てきていたところでもありますし、今回残すところではございませんけども、海岸線が中に入っているかと思えますけど、そうしたところで日本ながらの工法と洋風の工法、そうしたものの両方を併せ持って築港と鉄道の整備をやってきたところ、そうしたものが現れているのがこの機関車庫と言われる部分だったかと思えます。そうしたところで、海岸線のはざまの部分はどうしても残せないの、切り出しということですけども、柱を3メートル置き程度に打つということで、なかなか隙間がないところですけど、その中でも重ならずに残る機関車庫の部分、そういったところがあるので、そこを残すこととしたところでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長 補足をさせていただきます。

価値に関してはいわゆる機関車庫の一部というのはあるんですけども、一番は、いわゆる当時のまま、明治時代にあったままのものがそこにその形で残るとというのは、一つの大きな価値になるんだろうと思います。遺構の場合はそういう部分があると思います。以上です。

○委員長（永井佑君）中島委員。

○委員（中島隆治君）分かりました。大変苦しい中での判断というか、ここが何とか残せる場所として見つかったということで、大変よかったと思っておりますけれども、今回の遺構の取扱いについて、11月21日の市長の会見そのものについては、私もちょっとどうだったかなと感じている一人でありますけれども、今回の市民の安全・安心を守り、門司の遺構の記憶をつなぐというこの一つのメッセージというか、この言葉の中に私は執行部の思いが全て集約されているのではないかなとすごく感じました。ここに至るまで、本当に議会もそうでありますし、

市民の皆様、また、専門家の方々の意見を100%組み入れるというのは、もう物理的に非常に難しい状況になってきている中で、最大限何とかそれぞれの意見、考えを歩み寄りながら酌み取ろうとしている、そういった姿勢を私はすごく感じておりますし、丁寧に検討していただいたのではないかなとは推察しているところであります。なので、なかなかこういった直接的に言える機会ってもうないかもしれないので、改めてこれまでのいろんな市民、また、議会も含めて、専門家の皆様の意見もうまく取り入れながらも、最大限酌み取ろうとした姿勢には敬意を表したいなどお伝えさせていただいて、終わりたいと思います。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） まず初めに、陳情第216号の各区で報告会をしてほしいという要望のほうなんですけど、県が残した市との協議書の中では、市は各区での説明会をしますということを言っているんですね。そういうふうなものが残っているにもかかわらず、説明会をしていないのはどうしてでしょうか、教えてください。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 県の議事録と言われるのは、多分4月のものではないかと思います。4月の議事録、その際にどういう説明をするというのははっきり決まっていなかったというのが私の認識です。その中で、例えば今回実際には門司区の中の各校区で説明をしておりますし、そうしたところで対応したところなんです。議事録に少し誤りもありましたので、県には我々もそうしたところは申し上げたところがございます。一言一句残したものじゃなく、当初の要約というところがございますので、そうした差異があったものではないかと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） 差異があったというなら、市もきちんと協議書を残しておけば、そこで検証ができたのに、今さら差異があると言われても、その証拠がない以上、何も私は言えないのではないかと感じております。

次に、陳情第223号、行政文書の話なんですけど、私もこれは初めて知りまして、法96条は包蔵地外で出てきたときの適用なので、今回の話では適用されないということでしたが、私は既に何回も申し上げておりますが、銀行横の駐車場にしていたところは、遺構が出ているにもかかわらず、行政上の遺構という訳の分からない言葉を使って、発掘調査もせずに葬っております。そこで、既にトレンチから遺構が出ているという見解が有識者から出ております。うちの市にいる学芸員さんが劣っているというわけではありませんが、有識者の意見というのは大変大きいものだと思っております。その有識者が遺構が出ていると言っているのに、掘りもしない、届出もしない、葬ってしまったということに私は大変大きな罪があるのではないかと感じておりますが、見解を伺います。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 前回の常任委員会でも同じ御意見がございまして、私が答弁させていただいたところでございますが、下の段の遺構と言われるのは、黄色い造成土のことではないかと思えますけども、そうしたものに關しましては開発に伴う調査、そうしたところの対象と考えていないところございまして、この考え方については県にも了解をいただいているところでございます。また、審議委員にも一部見ていただいたというか、御相談した中では、そうした対応の仕方は適当であるというような御意見もいただいているところでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） そうしましたら、包蔵地の中であれば届出もしないで勝手に壊してもいいという理解でよろしいですか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 包蔵地の中ですと、公共事業であれば法94条に基づきまして県に通知をして対応させていただいております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） 法94条は、ここを掘りますという申入れと、県から、じゃあそこを掘ってくださいというお話であって、そこで出てきた遺構を県に報告せずに勝手に壊していいのでしょうかという質問です。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 今回の発掘調査に当たりましては、調査の途中にも県は見に来られておりますし、調査が終わった後にも県に見に来ていただきまして、しっかり調査は終わっているというようなお言葉をいただいているところでございますので、本市の判断だけで勝手にやるというようなものではございません。法にのっとって、その他の基準にのっとって、適法、適切に対応させていただいているところでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） 5つの方策を拝見いたしました。どういうふうにこの一部移築のお金を捻出するんですか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 一部移築の持って上がる分の経費までは既決予算の中で対応させていただきます。今後の展示に伴うものにつきましては、まだ少し先のお話になると思いますし、先ほど中村委員からもいろんなアイデアがあるんじゃないかというような御意見もいただいておりますので、またこの先の予算になるかと思えます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） 切り出すにも特殊な技能が必要でありますし、今年の1月25日の市長記者会見によれば、そこには2,000万円の予算がかかるというお話でした。そのように多額なお金

がかかる事業がほかの事業の隙間のお金を使ってできますか。

○委員長（永井佑君）文化企画課長。

○文化企画課長 今年2月に補正を出させていただいた切り出しの予算につきましては、併せて追加の調査等も入ってございましたし、2か所を切り出すというような予定でございました。そうしたものと変わって、今回は1か所ですし、追加調査はもう既に8月からの調査で終わっておりますので、不要でございます。また、少し丁寧さは工事の中でというところになりますので、そうしたところで費用も浮くところになるろうかと思っております。以上でございます。

○委員長（永井佑君）森委員。

○委員（森結実子君）すみません。追加調査の金額の中に切り出しのお金が入っていたという理解ですか。

○委員長（永井佑君）文化企画課長。

○文化企画課長 今年2月の切り出しの中に追加調査の予算が入っていたということです。以上でございます。

○委員長（永井佑君）森委員。

○委員（森結実子君）今年2月の切り出しの中に発掘調査の予算が入っていた。ごめんなさい、よく分からないので、もう一度丁寧にさせていただいていいですか。

○委員長（永井佑君）文化企画課長。

○文化企画課長 切り出した後の下の調査とか、そうしたものが入っていたというところがございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君）森委員。

○委員（森結実子君）いやいや、すみません。切り出しのお金です。切り出すところのお金。切り出すのって、ごめんなさいね。よいしょって人が持って行ってできるものじゃないですよ。固めて何とかして、でっかい重機でぼこっと持っていかなきゃいけない。かなりお金がかかる話なんですよね。どこからそのお金を出したんですかという話です。

○委員長（永井佑君）文化企画課長。

○文化企画課長 今後切り出すための費用というところでよろしいでしょうか。それであれば、先ほど申しあげましたように、既決予算の造成工事の中で対応すると聞いております。以上でございます。

○委員長（永井佑君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長 今我々が御説明しているのは、一度切り出しで2,000万円の予算を上げさせていただきましたね。あれが2か所の切り出しの費用と、この切り出した後の下の部分、これはいろいろ木が入っていたりとかするので、これをセットで調査しなきゃいけないというのを全部含めて2,000万円でしたという説明をさせていただいたところです。もしそれであれば違うお答えをさせていただきます。

○委員長（永井佑君）森委員。

○委員（森結実子君）すみません。今回切り出しで2,000万円かかるんですよね。かからないんですか。

○委員長（永井佑君）文化企画課長。

○文化企画課長 先ほども申しましたように、2,000万円の場合は2か所を切り出す予定にしておりましたけども、今回は1か所でございますし、工事の中でやるというところもございませぬので、既決予算の造成工事の中で対応しても、数百万円程度とお伺いしております。以上でございます。

○委員長（永井佑君）森委員。

○委員（森結実子君）ありがとうございます。分かりました。1か所というと、頑丈な岩盤の上に立っている基礎と、海を埋め立てたところの基礎とどっちを切り出すんですか。

○委員長（永井佑君）文化企画課長。

○文化企画課長 資料の中に切り出しの候補箇所として2か所、丸がついていると思うんですけども、その中で残りのいいほう1か所を切り出して、そこに両方含まれているような、海岸線のはざまです、そうしたところを切り出す予定にしております。以上でございます。

○委員長（永井佑君）森委員。

○委員（森結実子君）ごめんなさい。よく分かっていないんですけども、先ほど藤沢委員もおっしゃっていましたが、今回のことには本当に私も随分かみつきましたが、何も見えなかったんですね。いろいろと検討されているというお話はずっと伺っていましたが、その中で文書も出てこない、どこで誰がどんな話をしたかも分からない、なぜ建てることだけが前提になっているのかということも分からない。正直言って、今物価高騰とか人件費高騰で公共事業が縮小したり、また、取りやめになっているところもあるのに、なぜうちはこんなにかたくなにここにこれを建てなきゃいけないのかということもよく分かりませんでした。本当に有識者の方がたくさん、今日も陳情の方が参考資料をつけていただきましたが、17団体の専門家の方々がこれは本当に重要な遺構である、世界的な遺構であるという話をなさって、何としてもここで残せないかと。切り出して見るものはレプリカに近いものであります。文化財的な価値はゼロになります。そこに物があるということは、その位置性だとか方向性だとか、風が吹くだとか、どこから日が入るだとか、そういうのも全部含めてそこに遺構が残ることの想像力の助けになります。そういうことを考えもしないで切り取ればいいという考えなので、やはり有識者の声の一つも届いていなかったのだなと私はすごく残念に思っています。

私はこの件に関して、いろんな資料を読みあさりしました。もう本当に1900年の半ばぐらいから北九州市の文化財行政はひどいものであるという文献が何個か出てきます。こんなことをしていたら、私たちの宝は守れないと思っています。これを教訓に文化財保護行政を、申し訳ありません、もう一度立て直していただきたいというのが私の希望です。以上です。

○委員長（永井佑君）いいですか。ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（森結実子君）永井委員。

○委員（永井佑君）今日の陳情第223号と文化企画課からの答弁の確認なんですが、文化財保護法94条の第4項、文化庁長官、県教委代行は事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができるかと陳情文にも書かれています。答弁は、県から勧告されるようなことはないという趣旨でしたが、実際県からは文化財保護審議会に意見を聞いたほうがいいという指摘もあったと思いますが、それは勧告とはみなされないということですか。勧告とはどういうものなんですか。

○副委員長（森結実子君）文化企画課長。

○文化企画課長 文化財保護審議会の意見を聞いたほうがいいというのは、たしか今年1月の議事録の中に残っていたように記憶しております。この1月のものは、たしか聞いたことを踏まえ対応していったほうがいいというような御意見であったと思ひまして、そうしたことについては、昨年11月にも文化財保護審議会の委員に現地を見ていただいて、いろんな御意見をいただいておりますので、そうしたことを生かすところかなと思っております。また、それは事務的な打合せの中で出たものでございますので、すみません、私は少なくとも今の段階で勧告というのを受けたことはございませんけども、そうしたものは正式に例えば県の通知などで行われるものではないかと考えております。あくまで協議の中でアドバイスいただいたものと受け止めております。以上でございます。

○副委員長（森結実子君）永井委員。

○委員（永井佑君）分かりました。この問題で、文化財保護行政の問題がいろいろと世界中にも知らしめられたと思います。今日委員からもいろいろと御発言もあったと思います。専門家に意見を聞くこと、多くの市民、市民団体、専門家、それは議員も求めていたことだと思います。市民団体は何度も申入れを行って、その都度、私には執行部の対応は冷たく感じました。ようやく市長がICOMOSの副委員長と面会されたのが11月20日、しかし、それは今日提出された5つの方策が出される前日でした。執行部は、初代門司駅遺構の取扱いについて丁寧に進めていくと何度も言いましたが、方針を出す前日に専門家に会って、以前にも、面会する前にも例えば文化財保護審議会の委員には見てもらったり、意見を聞いたりしたとおっしゃるかもしれませんが、私にはアリバイづくりのような姿勢に映りましたし、それが本当に丁寧だったんだろうかという思いはあります。私を含めて多くの委員が納得のいっていないところではないかなと思っております。文化財保護、文化財の専門的知識、価値、情報についてはたくさん勉強しないといけないと私も痛感しています。

その中で、前日に専門家に会って、それがどう市の5つの方策の決定に生かされているのか、それが疑問です。その点で言えば、市民への説明は不十分であり、主権者への誠意に欠けると

指摘をしておきます。今後の本市の市政運営に大きな課題を残しましたし、主権者の皆さんからの信頼を失っている面もあると思います。いま一度市民の声を聞いて方針を修正すべきというのを最後にお伝えしまして、私からは意見とさせていただきます。

○副委員長（森結実子君） ここで委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（永井佑君） ほかにありませんか。

ほかになければ、陳情2件については慎重審議のため、本日はいずれも継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

それで、15時が近づいているんですが、このまま継続をしてよろしいですか。あと報告が3件、文化芸術推進プラン、スポーツ推進計画、図書館基本計画がありますが、継続してもよろしいでしょうか。

では次に、本委員会に付託されたお手元配付の一覧表記載の請願7件、陳情27件については、いずれも閉会中継続審査の申出を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で請願・陳情の審査及びこれに関連する報告を終わります。

ここで、次の議題に関係する職員を除き、退室願います。

（執行部入退室）

次に、都市ブランド創造局から、北九州市文化芸術推進プラン素案に対する市民意見の募集結果及び最終案について、北九州市スポーツ推進計画素案に対する市民意見の募集結果及び最終案について、教育委員会から、北九州市立図書館基本計画の策定状況についての以上3件について一括して報告を受けます。文化芸術担当課長。

○文化芸術担当課長 北九州市文化芸術推進プランの最終案及び策定について御説明いたします。

説明に当たりましては、資料右下のページ番号を申し上げながら説明させていただきます。

では、1ページを御覧ください。

10月7日の教育文化委員会にて、プラン素案に対するパブリックコメントの実施について御説明しましたが、その結果を御報告いたします。

1、意見募集期間は10月10日から11月8日までの約1か月間で、2、意見提出状況としては、団体を含む38人から74件の意見が提出されました。意見の内訳等についてはここに記載のとおりで、詳細は次のページ以降で御説明いたします。

2ページを御覧ください。

74件の意見をプラン全般や3つの柱ごとに整理し、市の考え方とプランへの反映状況を示しております。枠囲いの中に、プランへの反映結果の凡例として、①から⑤の5つを並べております。今回のプランは、文化芸術が目指す大きな方向性を定めるものでありますが、プランに対する意見ではなく、個別の具体的な御要望や御提案を多数いただいておりますので、③今後の参考とするものが最も多くなっております。また、②プランの追加・修正ありは2か所ありまして、追って御説明いたします。

全体を一通り説明すると、まず、プラン全般については、プランの策定過程や今後の進め方に対する御意見をいただきました。7ページの21番からは、町に彩りを生み出すの柱に関する意見で、実際に文化芸術を鑑賞したり、自ら活動したりしている市民の皆様から、身近な場所で文化芸術に触れる機会や発表の場の充実などの意見をいただきました。

10ページの38番からは、豊かな心と活力を育むの柱に関する意見で、教育現場における子供の文化芸術体験の充実についての御意見を多くいただきました。

12ページの58番からは、多様な人を引きつけるの柱に関する意見で、魅力的なイベントの開催やポップカルチャーの活用、情報発信の工夫についての意見をいただきました。

14ページの71番からは、その他の意見で、プランに直接関係ないものについては関係部局に伝えて、今後の参考とさせていただきます。

15ページを御覧ください。

パブリックコメント等に基づくプランの修正についてです。1つ目は、地域の魅力的な文化資源の磨き上げの施策について、文化財保護法の趣旨を踏まえ、文化財の保護と保存、継承の後、分かりやすく公開するプロセスとなるよう修正することとしました。2つ目は、前回常任委員会での報告の際に中村委員からも御意見をいただいた指標についてですが、コロナ禍前の数値と比較できるように参考となる数値を追加いたしました。

16ページ以降が、今御説明したパブリックコメント等に基づく修正を行ったプランの最終案ですので、後ほど御覧いただければと思います。

今後、市内部の事務処理を経てプランを策定し、令和7年度からの計画期間開始に向けて、市民の皆様に分かりやすい形で冊子や概要版を作成する予定です。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（永井佑君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 それでは、北九州市スポーツ推進計画の最終案及び素案に対する市民意見の募集結果について御説明申し上げます。

それでは、1ページを御覧ください。

計画の素案に対するパブリックコメントの実施については、10月7日の教育文化委員会におきまして御説明申し上げたところでございますけれども、その結果でございます。

1、意見募集期間は10月10日から11月8日までの約1か月間でございます。2、意見の提出

状況については、99人から130件の意見が提出されました。意見の内訳等につきましては、(4)、(5)の表に記載のとおりでございます。詳細は、次のページ以降で御説明申し上げます。

次に、2ページを御覧ください。

130件の意見を計画全体や3つの方針ごとに整理し、市の考え方と計画への反映状況を示しております。計画への反映状況といたしましては、1、計画に掲載済みの内容が全意見の半数以上と最も多く、市民からの意見がしっかりと含まれた計画となっております。また、2、追加・修正ありにつきましては11か所ございまして、中でも主な修正事項について後ほど御説明申し上げます。

全体を一通り御説明申し上げますと、まず、全体については、本計画に対する賛同を示す意見や、計画の目標値に関する意見を多くいただいております。

次に、4ページの28番からは、スポーツで町の魅力にアクセスの方針に関する意見ございまして、プロスポーツや大規模国際スポーツ大会に関する意見を多くいただいております。

6ページの55番からは、いつでも誰でもスポーツにアクセスの方針に関する意見ございまして、スポーツの機会づくりや環境づくりに関する意見を多くいただいております。

10ページの99番からは、スポーツで未来にアクセスの方針に関する意見ございまして、子供がスポーツに親しむ機会の充実に関する意見、こういったものを多くいただいております。

11ページの122番からは、その他の意見ということで、計画に直接関係しないものとして、御意見として承るというものでございます。

続きまして、パブリックコメント等に基づく計画の修正箇所について、主なものを御紹介申し上げます。計画の27ページを御覧ください。

1つ目は、方針Iが、重点方針として赤枠で示されているが、その狙いを分かりやすいように示したほうがいいのではないかとといった御意見を踏まえまして、資料上段に、方針Iを重点方針とした狙いとして、好循環を生み出すエンジンというものを追記いたしております。

次に、33ページを御覧ください。

2つ目は、スポーツ環境についての御意見を踏まえまして、資料の中段になりますけれども、スポーツ環境の改善という文言を追記いたしております。

最後に、37ページを御覧ください。

3つ目は、設定した目標値が妥当であるかを判断する参考として、コロナ禍前の調査結果も載せたほうがよいのではないかとといった御意見を踏まえまして、コロナ禍前の数値と比較できるように、参考となる数値を追記いたしております。

今後、市内部の事務処理等を経まして計画を策定し、令和7年度からの計画期間開始に向けまして、市民の皆様に分かりやすい形で冊子などを作成する予定としております。

説明は以上でございます。

○委員長（永井佑君） 奉仕課長。

○奉仕課長 北九州市立図書館基本計画の策定状況について御説明いたします。

この計画につきましては、10月7日の教育文化委員会におきまして、計画素案の概要とパブリックコメントの実施等のスケジュールについて御説明いたしました。本日は、パブリックコメントの結果と、寄せられた市民意見を反映した計画の最終案について御報告いたします。

資料につきましては、1から3まで御提示しておりますが、資料ごとのページ番号に加えまして、全体を通して右下にハイフンつきでページ番号を振っております。紛らわしくて申し訳ございませんが、本日の説明ではこの右下のハイフン付きのページを申し上げます。

まず、1ページの資料1ですが、ここにつきましてはこれまで御説明いたしました計画策定の概要とおおむね変更はありませんので、説明は省略させていただきます。

2ページを御覧ください。

資料2、パブリックコメントの実施結果となります。10月9日から11月5日までの期間で意見を募集し、2団体を含む33名から御意見をいただきました。寄せられた意見は内容によって分割し、件数としては85件となります。内容につきましては4の表のとおり分類しております。件数としましては、計画全体に係るものが4件、目指す姿に係るものが2件、基本目標と取組方針に係るものが70件、資料編に係るものが1件、その他図書館に係るものが5件、その他本計画に直接関わらないものが3件となっております。

全体的には、計画案そのものについての意見というよりは、図書館利用に関する具体的な提案や要望が多くなっております。いただいた意見を計画にどのように反映したかにつきましては、(5)の表のとおりです。

1、既に掲載済みが26件で、意見の内容が計画に記載している内容に含まれるものや、計画の記載と一致しているものです。2、追加・修正ありが7件で、意見を受けて計画本文の記載を修正したものや追加したものです。3、今後の参考とするものが41件で、図書館に関する具体的な提案や要望などであり、ここが最も多くなっております。計画本文に明記はしてありませんが、今後の取組を検討する中で参考にさせていただくというものです。4、追加・修正なしが6件で、計画の記載そのものに修正等を求める意見につきましては、対応しないこととしたものです。5、その他が5件で、計画に直接関わらない意見等について、図書館として対応しないものなどです。他局所管事務に対する意見を伝達することとしているものなどがここに含まれております。

いただいた御意見を反映して修正いたしました図書館基本計画最終案につきましては、13ページからの資料3として提出しております。

意見の反映状況につきましては、3ページ以降の素案に対する市民意見、概要及び市の考え方の表を基にかいつまんで御説明いたします。ページ番号と、表の左側の項目番号で該当箇所をお示しいたします。

まず、3ページの番号5と4ページの番号6になります。全体としてなんですが、基本目標

や取組方針に言及された意見は少ないですが、おおむね素案について肯定的に捉えられていた意見が多くなっておりました。そのような中、図書館が市民の集いや交流の場となることについて反対するという意見が出されたものです。今回の計画案では、社会情勢の変化や市民アンケートの結果なども踏まえまして、図書館の資料や情報の収集、提供といった基本機能はこれからも大切にしながら、役割を拡充し、市民が様々な目的で訪れる居場所となることを目指しております。そのため、この御意見につきましては修正なしとしております。従来からの図書館利用者が望む、静かに読書や調べ物ができる図書館ということへの思いにつきましても尊重しながら、工夫して役割を広げていきたいと考えております。

次に、5ページ、番号16になります。こちらは市民のチャレンジへの支援につきまして、手話を学ぶということも入れてほしいという御意見です。計画の基本目標1、取組方針3、計画案では21ページになりますが、こちらの表現がビジネス支援のみとの印象を与えていましたので、生涯学習という言葉を追加し、手話に限らず、様々な分野での市民のチャレンジを支援することが分かるように表現を修正しております。

次に、8ページ、番号42と、その下の番号43のところですが。42番は、居場所を高齢者、特に認知症の初期段階にある人にも拡大してほしいという御意見です。図書館としましては、当初から高齢者も含め、誰もが利用しやすい場となることを目指しておりましたが、それをはっきりと示すためにも、御意見を受けまして次の43の意見とも併せて修正することとしました。

43のほうですが、こちらは図書館が市民の居場所となるためには、認知症や障害に対する認識を深める多様性への相互理解が必要であり、ソフト面の取組を取り上げてほしいといった御意見です。これらの御意見を受けまして、基本目標2、取組方針3、計画案では23ページになりますが、こちらにつきまして、子供・若者と書いていたところを、子供や高齢者、障害のある方など多様な市民とし、世代の違いだけではない多様性を反映した表現にする。また、ハード面の整備だけとの印象を与えないように、市民の多様性に対する相互理解を促すような表現にするなどの修正を行いました。

次に、10ページから11ページの番号67、68、69のところですが。いずれも読書バリアフリーの推進のため、市立図書館と点字図書館の連携を明示してほしいといった御意見です。市立図書館、特に中央図書館と点字図書館は、これまでも合同研修に参加するなど連携した取組を行っておりましたが、計画本文には明記しておりませんでしたので、基本目標4、取組方針1、計画案では25ページになりますが、こちらの考えられる主な取組の中の連携先として点字図書館を追加いたしました。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（永井佑君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質問、意見はありませんか。藤沢委

員。

○委員（藤沢加代君） 図書館なんですけれども、全区に図書館ができて、小倉南区が最後だったんですが、大変よかったなと思っているんですが、小倉南区役所のすぐそばにあるんですけれども、この中にも多分載っていると思うんですが、駐車場が結構使われていますね。だから、小倉南区は交通のアクセスが、10号線と322号線がちょうど小倉南区役所のあたりで合流するみたいなことになっているので、両方から来やすいというところはあるんですが、この頃公共交通機関のバスが減便されたり、そもそも322号線のほうからはとても行きにくいので、交通アクセスをというような要望もした記憶があるんですけれども、なかなかうまくいかない。車で行く人はいいんですけれども、車で行けない人たちのアクセスですね。図書館ができたときに、できてとってもうれしいんですけど、私は行けないのよって言っていた方の声がずっとあって、あの当時は、例えば西鉄バスがあまり混み合わない時間帯に、ちょっと図書館のほうに回してもらおうとかというようなことができないのかなと、西鉄のOBなんかとも話したことがあるんですけど、やっぱり西鉄任せではなかなかできないかなと思って。というのは、やっぱり今民間のバス会社の経営がいかに大変かと、それから、ドライバー不足というのも聞いているので、ちょっと延ばしたりするのも簡単にはいかないなというふうなことがあるので、これは市民の立場から今後要望していくということも大事なことなんですけれども、ちょっと図書館の担当の方には念頭に入れておいていただきたいなと思います。

もう一つ、これは図書館全体に関わることなんですけれども、ちょっと今全体の中であるかどうか、見損なったんですけど、今全体に電子図書が普及していく過程にあるかと思うんですが、それなりに経費もかかるんじゃないかなと思うんですが、中央図書館をはじめ各区の図書館とか、今電子図書についてはどんな計画といたしますか、考え方というのを持っておられるのかなと思いますので、お願いします。

○委員長（永井佑君） 子ども図書館長。

○子ども図書館長 電子図書館について御説明いたします。

今、子ども電子図書館として運営しております。子ども電子図書館としては、来年度までの契約となっておりますので、そこで一旦契約が切れるんですけれども、ただ、やっぱり電子図書は学校の子供たちもたくさん利用して、今随分軌道に乗っておりますので、今後も電子図書館については継続して予算取りを行ってやってまいりたいと。それから、大人向けの電子図書もこの頃入れております。ですので、大人向けの電子図書も含めて、電子図書館の今後の準備、整備等を頑張ってやっていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 今、電子図書に対する需要といたしますか、ニーズとかというのは把握しておりますか。

○委員長（永井佑君） 子ども図書館長。

○**子ども図書館長** ニーズについては、特に調査等は行ってはいないんですけども、ただ、電子図書館の存在を知ると、やっぱり使ってみたくて、ぜひ利用してみたいという声が多くございます。ですので、こちらとしても今後広報といいますか、PRといいますか、もっと行っていく必要があるかなと考えております。以上でございます。

○**委員長（永井佑君）** 藤沢委員。

○**委員（藤沢加代君）** ちょっと社会の流れとして、やっぱり電子図書も大事かなと思っているんですが、現状では、私の周辺では図書館に行く人というのは実際に本を見たいんですよね。だから、なかなか自力で行けない人については、市民センターなどで見ることもできるので、そういうのも載っているかと思いますが、積極的にぜひ巡回あるいは本の入替えとかというのもやっていただければと思います。

私ももうちょっと図書館に直接、昔は小倉南区になかった、ないことはない、こどもと母のとしょかんがありましたけど、中央図書館をよく利用していましたが、そういう中央図書館と小倉南図書館、やっぱりそれぞれちょっとタイプが違うなと思うので、両方利用価値があると。そして、子ども図書館と思っていますので、図書館はやっぱり一つの市の文化度を示すものとして、さらに、なかなかあれですよ。予算は厳しいところがあるかと思いますが、しっかりと予算を確保していただきたい。そして、これまで指定管理について問題にもしてきましたので、そここのところの検証も十分にしていきたいということを要望して、終わります。

○**委員長（永井佑君）** ほかにないですね。

ほかになければ、以上で報告を終わります。

最後に、今後緊急を要する事件がなければ、本日が今任期中最後の委員会となります。ここで、一言御挨拶を申し上げます。

（委員長が挨拶を行った。）

（副委員長が挨拶を行った。）

それでは、次に執行部を代表して、教育長から挨拶を受けます。教育長。

（教育長が挨拶を行った。）

本日は以上で閉会します。

教育文化委員会	委員長	永井	佑	Ⓜ
	副委員長	森	結実子	Ⓜ